

第12日目(9月14日)

議長(松原良道君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。ただちに本日の会議を開きます。  
なお、牛木芳雄君より家事都合により10時半から1時間ほど中退、副市長より公務出張のため欠席のそれぞれ届けが出ておりますので、これを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は初日に配付のとおりといたします。

第83号議案 平成18年度南魚沼市一般会計決算認定についての歳出の審議を続行いたします。

第4款、衛生費の説明を求めます。

福祉保健部長 (説明を行う。)

市民生活部長 (説明を行う。)

水道事業管理者 (説明を行う。)

議長 衛生費に対する質疑を行います。

腰越 晃君 201~202ページ、上水道費について質問をさせていただきます。今ほどの説明の中で、一般会計からの高料金対策補助金として水道会計に18年度は5億5,900万円、今年度は6億7,000万円という、そういう数字が報告されました。今の水道事業の単年度の決算数値、まあ赤字等考えていくと、やはり高料金対策については今後について満額入れていくのか、いけるのか。その辺のところをお伺いしたい。

やはりライフラインである水道事業というのは、きちんと特別会計の方で、赤字を毎年積み上げていくということはよろしくないというように思うのですが、その辺のところをお伺いしたい。高料金対策、18年度はこういう数値だった、19年度は若干増えていると。100パーセント今後について入れていくという考えがあるのか、それについてお伺いをしたいと思いますし、あともう1点。

水道事業については一般会計からの繰出しというものについては、高料金対策以外に水源対策、あるいは広域化対策だったのでしょうか。そうしたものもあるかと思うのですが、これについての考えというものを伺いたいと思います。

総務部長 公営企業の会計、特別会計の方には繰出基準というものがございまして、高料金対策はその中のまた大きな部分を占めるわけでございますが。ずっと合併前のそれぞれの町でも取り扱いがばらばらであったわけでございますが、なかなか100パーセント出せるという自治体というのはそうなかったというようなことで、その後合併によって、今ほど企業管理者の方からも話がありましたように、基準どおりやりたいという気持ちは皆さん持っているわけです。そういうことで1回は満額出したわけですが、やはり18年度からまた財政健全化というようなそういう厳しい環境の中、相対的な財源の中で、若干なりともちょっと削らせてもらっているというような状況でございます。気持ちとしては満額出したいと

いう気持ちでありますので、来年度の財源の許す範囲の中で100パーセントに近づけるように努力をしていきたいというふうに考えております。

それから水源開発とかいろいろなあれがりましたが、それらも含めていろいろ当初予算の編成の段階で全体的な財源の中で、ちょっと今のところは出せないです。合併前は出したところもありましたし、合併後も出したこともあったかと思いますが、今のその財政健全化の中でそういうような状況でございます。

それからこれは実質公債費比率の算定の中に、高料金対策で出す範囲の部分が、資産も増加した償還費に充足されるというような部分になると、その償還費ということにあたりまして、実質的にその実質公債費比率の数値を上げてしまうという結果になります。したがって、極力100パーセントには近づきたいとは思いますが、その辺の数値の動向等もにらみ合わせながら、今後運営させていただきたいと考えております。

山田 勝君 ページ数で184ページ、斎場の関係になります。浄化槽保守管理業務委託料、それからガス機器保安業務委託料。予算当初、浄化槽の方ですと10万8,000円、ガス機器ですと7万円。こういうことで途中補正もあったのですが、それが20万4,000円、13万8,000円と。そういうことで、委託料という性格がその年の途中でこういうふうに変ってくるものなのかどうか、その辺ちょっと理解できないなと思ひまして。

それからその下の火葬炉残灰処理。当初予算のとき11万6,000円みているところが6万円で済んでいる。逆に一番その下の霊柩車の補助金。当初80万円みていたところ、途中で減額されまして、それで最後は91万円となっているわけです。火葬の灰の処理が約半額になっていながら、霊柩車の補助金がちょっと上がっていると。この辺少し理解できない部分がありました。その点をちょっと説明いただければと思います。

あと確認です。190ページの可燃ごみ処理施設の臨時職員の方は12名ですか。14名ではなかったかなと、確認だけですが。以上お願いします。

市民課長 斎場の管理費でございますけれども、18年度に広域連合から移管されました。それで広域連合の方では歳出を3月19日で会計を締めたと思うのですが、3月19日だったと思うのですけれども、それ以後の支払いについては、歳入歳出については、南魚沼市が執行するというようなことになっております。この浄化槽の補修管理委託、ガス機器の保安業務委託、これは年に1回、年度末にお支払いすることになっております。1回分は17年度の広域連合当時にやったもののお支払い、それからもう1回は18年度の支払いということで、同じ単価のものが2回払ったというかたちになっておりますので、こういう決算になっているということをご了解いただきたい。広域連合時代の分がこの18年度会計で支払ったという内容でございます。

それから火葬炉の残灰処理でございますけれども、これは特殊な処理ですので業者は東京の方の業者から例年やってもらっているわけです。例年10万円ちょっと欠けるくらいの委託料で契約しておりましたが、18年度はちょっと業者間の競争がありまして、見積もりをとったところ相当安い額でこれを委託できたということで、10万円程度見込んでおりまし

たけれども6万円くらいで委託することができたということで落ちております。

霊柩輸送運賃につきましては、これは距離によってお支払いするもので、昨年も火葬件数が前年度よりも増えておりまして、当初見込んでおりました予算が不足しましたので補正をさせていただいて91万円になったと。このうち6万円については広域連合時代の残りの分を支払ったものでございます。そういった関係で決算になっております。以上です。

市民生活部長 190ページの臨時職員賃金、私12名と申し上げました。確認したところ12名ということで間違いございません。

関 常幸君 2点質問させていただきます。174ページの健診等の関係の報償費の関係でありますけれども、決算資料の中で31ページをあわせて見てもらいたいと思います。各種健診が肺がんから乳がんまで5種類ありますけれども、この中で受診率が低いわけですよ。胃がんであれば25.8、大腸がん30パーセント、子宮がんに至っては17.5、21.1というふうなかたちであります。胃がんの中で見て25の受診率のその中で確定胃がんが20人みついているわけですので、もし、これが100パーセントとすれば、逆に60人の方ががんで亡くなるかもわからないというような数字が読み取れるわけであります。

せっかくここに報償費が205万円と使われている中で、やはりこの受診率を高めていく、ピーアールするというようなものが、非常に私は大事ではないかなというふうに思っているわけです。受診率を高めたとしてもこの報償費についてはあまりそんなに変わらないというふうに感じるわけでありますので、ぜひそこらあたりをきちんとして現状はどうなっているのか。また、ぜひ高めるようなかたちでしていかなくはないかなというふうに思っております。

それからもう1点ですけれども、182ページの埋立管理費で300万円ほど出てきておりますけれども、決算資料の中で35ページのところに埋立地関係の調査が行われております。水質とかダイオキシン、3カ所等調べているわけでありますが、まず問題はなかったと思いますけれども確認の意味で教えてください。それから宮の方も埋立していて相当調査をやっているようでありますので、それもあわせて教えてください。以上です。

保健課長 がん健診等の受診者が少ないというようなご指摘でございますけれども、私どもが毎年12月に各健診の申込書を配布いたしまして、翌年度の健診を受けるかどうかという把握をさせていただいております。その中で市の健診を受けるという方と、あるいは未回答の方等もおられますので、それらの方々を一応対象として健診の通知書を差し上げておりますけれども、なかなか受診率の向上にちょっと結びつかないというのが現状であります。

それから健診当日になっても、胃がん健診等でありましてごはんを食べてしまったとか、医療機関にかかって胃の健診を受けたというような方々もおりまして、だいが受診率等についても下がってきているような状況であります。今後、健診等につきましても受診率の向上に努めていきたいと思っておりますけれども、なかなかいい対応というのがないのが現状であります。

現在も実施しておりますけれども、それらの方々、未受診の方につきましては再度未受診

者対応ということで11月に昨年も健診の日程を組んだりしておりましたけれども、依然として受診率が低い状況でありますので、また今後も努力していきたいと思っております。

市民生活部長 182ページの埋立関係のご質問でございますが、水質検査の結果、異常がないというふうになっております。また、宮につきましても同じく異常はないというふうになっております。

今後の問題としては、いつまでそれを続けていくのか。その辺のところも今後地元とも関係者とも協議しながら、継続の期間を決定していこうというふうに考えております。以上であります。

宮田俊之君 2点質問させていただきます。170ページと184ページで、170ページの方ですが、自動体外式除細動器使用料ということで旧町単位で1台ずつ購入をしたというふうに私は記憶していたのですけれども、その後確か銀行さんから寄附をいただいたか何かということで、今この使用料についてはリースなのかどうなのか。あと現在、何台市の所有のAEDがあるのか。市長の方の答弁では徐々に増やしていくという話だったと思うのですけれども、そのためのこの18万9,000円なのか。それについて1点。

186ページです。ごみ処理費というところで、今、魚沼市の方に大和の地域のごみを受け入れてもらってその委託料だということでの説明だと思うのでけれども、いくらか集める要件といいますかが違うという点であったり、単価の話しであったりというのは、魚沼市と今どういった話をされておられるのか。

あとこのごみとこの委託料を島新田の方で受け入れた場合に、限度といいますか、収支といいますか。そういったものはどういうふうなシミュレーションをされているのか。その2点についてお伺いいたします。

保健課長 170ページの自動体外式除細動の関係ですけれども、この18年度から一応保健課の方でリースで入れさせていただきまして、3台ということで公民館の方に入れさせていただきました。

それで今、19年度からは社会教育課の方で委託 委託というか使用料のリース契約をさせていただいて設置になっております。今、他のところはどのようなかたちになっているかというのは、ちょっと保健課の方では把握しておりません。

市民生活部長 魚沼市に委託をしているごみの関係でございますが、現在どうなっているかと。どういう状況かということでございますが、先般、財政シミュレーションのところにも大きな課題というところで確か記載をさせてもらってあると思いますが、今、魚沼市では大規模の改修工事等も今後出てくるというようなことで、それについて今までのいきさつもあるわけでございます。その辺のところを担当レベルで少し協議せよという指示を受けて、今、協議をしているところでございます。

収支はどうだと。今のごみのあそこのところ、プラントに入れられるかというご質問でございます。その辺は今のごみの状況だと細かいシミュレーションをしてはございませんが、可能であろうということでございます。ですが、最近になってやっと炉の安定もしてきまし

たが、機械でございますのでその辺のところを見極めないと、必ずしも受けられるという結論にはきっちり皆さんの方へ話がまだできないということで、今、調査中ということでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

宮田俊之君 前段の方はわかりました。後段の今の部長のお話ですけれども、当然魚沼市の方も改修をすればまた処理費用というか、いろいろ改定のことがあるかと思うのですが、私が伺ったのは、上げる方向での話しをもらっているのか。向こうの単価ですね。受け入れるに対しての単価を上げてくれというふうな言われ方をしているのか。今のままの処理要件でいいし、値段の方も今のままでいいと。その辺のことをちょっとお伺いしたいのですが。

環境課長 処理単価につきましては、今の段階では魚沼市の方からこうやってくださいというふうな話はありません。負担金につきましては、3年間の平均をとって負担をしているというふうな状況であります。先ほど部長が言いましたように、可燃ごみとその他に不燃ごみ、プラスチック、大型ごみ等を受け入れていただいているということで、全部で2万5,846トンというのを処理していただいていると。

その中で可燃ごみにつきましては、2万3,214トンということで、先ほど部長が言いましたように、炉がきちんと稼動すれば年間3万800トンの処理ができますので、今の量からいうと、その可燃ごみだけであれば何とか受け入れることができるぎりぎりの線だというふうな状況であります。

炉がきちんと動くことによって、その受け入れについては可能かも知れませんが、ただ、負担として今ほどの負担をしているということになりますと、負担率が昨年度ですと26.5パーセントの負担を南魚沼市がしているというふうな状況ですので、簡単にいかないのかなというふうな状況であります。

保健課長 先ほどの自動体外式の件でありますけれども、現在ですと公民館の塩沢、大和、六日町。それからディスポート南魚沼、それから城内病院、それからゆきぐに大和病院に設置になっております。あと今年度から県の保健所の方で貸し出し用のものを多分1台設置になるように聞いております。

若井達男君 2点ほどお伺いします。まず最初180ページ。この有害鳥獣駆除委託料ということで44万円決算されているわけですが、この金額で十分な対応がされておるのかどうかということをお伺いします。

その2段ほど下にはこの事故が発生をしたというようなことで、見舞金も出ておるわけですが、こういったその体制に対してこれで十分の成果、また駆除に対しての成果が出ているかどうかということで。確かにこの成果の概要には捕獲数等は出ております。そういったことが出ておるわけですが、昨年につきましては、特に熊、猿、そういったところの被害が甚大だったというふうに私は見ております。その点についてひとつお聞かせください。

今1点ですが、190ページ。今ほどもありました可燃ごみ処理についてですが、まず18年度についてこれも処理料は成果の概要に出ておりますが、前年に対して 私は取扱量 そうは違ってないと思うのですが 17年度に対して取扱量についてはどの程度の変

りがあるのかどうか。その点をまた伺ってから再質問させていただきます。

環境課長　　まずはじめに鳥獣駆除の関係の委託料の件であります。この金額につきましては、合併した段階で各、今までの実績をもとにして基本単価、それから面積割というふうなことでこのかたちをとっておるものであります。これの金額で足りるのか足りないのかということになります。猟友会の方からは昨年度の事故の関係も含めて、今協議をする中でいろいろと提案もあります。

今年は保険の方に、ということで補助金から変わっておりますけれども、それらについても今後対応を変えていくというか、駆除に対応がきちんとなるようなかたちをとっていかねばならないだろうということで、できれば非常勤特別職だとかそういうかたちをとっていかないとだめかなという考え方を担当としては持っております。

いずれにしても費用対効果の問題もありますけれども、やはり猟友会の方々から協力していただかないことにはなりませんので、その辺を十分踏まえた中で対応していきたいというような考え方です。

それから可燃ごみ施設の量でございますが、昨年度、17年度ですが搬入量は2万8,377トン。今年度、搬入量が2万8,427トンということで、処理単価につきましては、1トンあたり17年度が1万8,137円。それから今年が1万7,663円というふうなことでなっております。以上です。

若井達男君　　質問させていただきます。この有害鳥獣駆除、今ほど答弁ありましたように、これで足りるかということより、猟友会の皆さんもこの金額でいいということではなくて、やはりきちんとした対応をするについてはそれなりのやり方もありますという話が出てくるのです。ということは、ここにもありますように、昨年18年ですとツキノワグマが特に出ましたが79頭。これは今年どのようになるかは別問題ですが、その猿25頭ですか。これらは1頭2万円処理費を出してもらえば、100頭くらい処分すれば、まず猿は里には出てこない。しかし、この方法がいいか悪いかは別ですよ。

そういったことなものですから、ただ、例年のごとく面積割云々、また前年比云々ということではなく、どういうことをやったときどういう成果が出てくるか。これが一番だと思うのです。そういうことは猟友会の方との話は出てきていないわけですか。これから相談されるということでも結構ですが、そしてひとつ答弁願いたいのは、この熊・猿の捕獲したものの処理はまたどのようになっているか。その辺をひとつお聞かせください。

それとごみ、可燃ごみ処理ですが、私先ほど申し上げましたように、17年度、18年度ほぼ同じ量を使っておられると、今の答弁でしたし私もそのように思っております。そうした中で190ページ、部長の説明にもありましたが燃料費、プロパン、これが1億円になっています。ずっとこれは17～18年、当初は2,000万円もあればいいというような話から始まっていたのが、これらは大体8,000万円くらいで落ち着いてきておって、この18年度当初予算にも8,000万円が計上されておったのがこの1億円になっておると。25パーセントの伸びです。

そしてあわせて、消石灰、医薬材料費、これらもやはり予算に対しては300万円から出ております。ということは、燃料もかかった、処理費の消石灰もかかった。飛灰処理はかわらないというかたちでごみの取り扱いもほぼ同じだというときに、この数字はどういうふうに解釈をすればいいのか。その点をひとつお聞かせください。

環境課長 鳥獣駆除の関係でございますが、先ほども言いましたように今、来年に向けて協議中であります。対策としてはJAとそれから関係集落、それから猟友会は私どもと一緒に協議をしている最中でございますが、いずれにしても事故の問題、それから費用対効果の問題もあります。ただ、カラスにつきましては、JAの方から相当支援をさせていただいて、猟友会の方と協議の中で負担をしているというふうなかたちになってはいますが、猿等についてはありません。今の段階では、今の委託料で市が出しているだけです。その辺が今言った1匹いくら出せばこうだよということもわかるのです。ただ、駆除すればいいと、猿が出たらすぐ撃てばいいという観点にはなかなかならないところもありますので、十分協議をまたさせていただく中で対応を今後はしていきたいというふうに思っています。

それから可燃物の件ですが、燃料費、それから医薬材料費であります。これにつきましては、連合が打ち切り決算をしたわけですのでこの中に、部長の方から説明を全論的にしていただければよかったのですが、連合の関係のところにつきましては、4月1日から会計閉鎖期の17年度の分の歳出が全部入っています。実質的にはこの燃料でやりますと18年度は8,442万3,000円ほどの支出となっています。

それで今ほど話がありましたLPG等につきましては、17年度が1,286トン。18年度が1,076トンということで実質的には減っていると。ただ、単価の面がありますので、金額の面から言いますとちょっと出ますけれども、単価が同じであれば減っているということでもあります。

それから医薬材料の方につきましては17年度分が入っておりますので、そのようなことで理解していただきたいというふうに思っています。

処分については、猿は埋めるということになりますが、熊は持ち帰りというふうなことであります。あまり表には出したくはない話ですけれども、こんなことになっております。

佐藤 剛君 1点だけではお聞きします。1点だけですけれども同じものがあります。190ページと194ページと198ページ。それぞれ施設の処理施設定期修繕工事というのがあるのですけれども、これはこういう専門というか特別な施設ですので、なかなか中身はわかりませんし、私はど素人ですのでわからない中で質問するのですけれども。こういう既存の施設の定期修繕ですので、競争の原理みたいなのはなかなか働きづらいのかなというふうに思うのです。非常に定期修繕、工事費の額が大きいのですが、この辺の適正の判断と申しますか、そこら辺の価格の適正の見方というところをどういうふうなかたちで判断されているのかということをお聞きしたいと思います。

その中で最後に言いました198ページの不燃ごみ処理施設のところの施設処理定期修繕工事。これは当初5,700万円ありまして、専決補正で3,900万円だけ補正になってい

るのですけれども、その補正時点でも説明があったと思うのですが、この高額の伸びと申しますか、そこら辺の理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

環境課長　まず定期修繕につきましては、自動車でいえば車検みたいなものであります。要するに毎年毎年ある一定のところを定期的に検査をして、そこを修繕していくというようなことではあります。その安価というか、何とか安くできないかということをおっしゃられるのだらうと思っております。可燃ごみ施設につきましては、川崎技研であります。その他につきましては一応見積りを相見積りとして、そして安いところに委託をしているというようなことでやっております。

ですので、その年によって、これは2年経つと法的にも定期検査をきちんとしなさいとか、そういうローリングがあります。たまたまいろいろな機械が入っていますので、それがちょうど重なったときは多くなる。重ならないときは少し下がるというようなことで、伸びもあるときもありますし、逆に下がる時もあるというようにご理解していただきたいと思っております。

阿部久夫君　私も1点だけお聞きいたします。ページ数で言いますと186ページの不法投棄でございます。不法投棄と言いますと、本当にどこの自治体でも苦慮していると思っております。私の地域でも山間部ということで非常にあちらこちらいろいろな方がきて、どういわけだかごみが多くなってきて、今年の春には共同作業で2回出て、その他によその地域も出て共同作業をやっています。そうした中でやはりちょっとでもごみがそこにあると、また投げやすくなったりというようなことで、非常に私たちの地域もこのごみ運動にもかなり真剣に取り組んでいる地域です。この決算資料を見ますと14件になっていて金額は非常に13万7,000円。私にとっては何かこう信じられないような数字になっているのですが、これは18年度は14件くらいしか地域から出ていないということですか。

その中で180ページでございますが、環境衛生の指導員の方がかなり24名あがっている。そういった方が一応指導していて、こういった危険物というか不法投棄がなくなっているとういふうになっているのですか。何しろ俺らあたりはとにかく不法投棄、山間部はあちらこちらまだまだ苦情が来ているので、そこら辺の対策というかそういうものはどうなされているか。1点お願いいたします。

環境課長　不法投棄につきましては、私の方も啓蒙いたしております。ただ、やはりそれは一人一人の認識の問題がひとつあるだけに、非常に難しい状況であります。それで不法投棄の処理費が少ないのではないかと申しますが、これは私ども、市民の方も協力していただく中で、可燃ごみ不燃ごみで分けて処理できる部分については私どもで処理しています。それで私どもが処理できない部分、例えばタイヤだとか、バッテリーだとかそういうものをここに処理費を計上しているだけです。通常のものにつきましては先ほど言いましたように、私どもの処理施設で処理しているというようなことであります。

180ページに環境保全指導員というのもある中で、ごみは減っているのかということですが、やはり全体的にはだんだんきれいにはなっていますけれども、部分的ですが人



の目のつかないところに非常に不法投棄があるということは否めません。以上です。

それから佐藤議員の質問に対して補足がちょっとあったのですが、可燃ごみにつきましては今年度からコンサルを入れまして、川崎技研から出てくるものを再チェックをして、そして定期検査。その他の修繕もそうですけれどもチェックをしていただいて、そしてこれが適正なものか。1社でしかないのです。そのようなことで今年度から対応しているところであります。

それから先ほどの金額の多いものについてちょっと指摘がありました。それも17年度の打ち切り決算部分が入っているのです。金額が多くなっているということでご理解願いたいと思います。

阿部久夫君 課長の答弁はわかりました。話をしますと本当に市の方も非常に真剣になっていただいているのがわかります。やはりそういった中でも不法投棄、また隣には野焼き、こういったものが公害と言っては悪いけれども、非常に大変な環境衛生が悪くなる中で、不法投棄はもちろんきちんとしてまた対応をしていただきたいと思います。

野焼きはここへ26件。昨年ある地域で野焼きがあったということで、消防車が駆けつけてきたという話がありました。今までこういったところで野焼きはしてはいけないという中でやっているわけですが、そういった野焼きも26件あるなどということになると、非常にそれこそまた大変な、南魚沼市は何をやっているのだというような環境になっているわけですから。こういった26の数字というものは、大体どの地域になっているのか。また、そうした野焼きの徹底した予防はなされているのか。その点についてもう1点お願いいたします。

環境課長 野焼きにつきましては、苦情が来たものをここに計上してあります。ですので、私どもが出て行って注意をしたり指導したりしたところではあります。そういうところにつきましては、その人だけではなくて、その周辺地域に区長さんを通じてパンフレットないしは「やってはいけませんよ」と、そういうものを配布しながら地域ぐるみでひとつ監視をしながらやってくださいと、そういうふうな指導をしております。（「地域は」の声あり）すみません。どこの地域と言われましたが、全般的です。どことは言えません。

岩野 松君 1点だけお聞きします。186ページの資源ごみ回収のことですけれども、女性はこういうことには非常に敏感でもあり、いろいろ協力もしていると思っておりますけれども、この回収は年々量が増えているのか。団体の数が増えているのか。それから単価についてはどういうあれなのかちょっとお聞かせください。

環境課長 資源ごみの回収の関係の補助金でございますが、43団体に今、交付しています。量的に言えば波があって、高く売れるというかそういう意識が高まっているときはあれですけれども、そうでないと下がる場合もあるかも知れませんが、今の段階では量的な面はあまり変わっておりません。キロ3円をお願いしているところであります。

岩野 松君 その43団体というのは一応登録みたいなのが必要なのでしょうか、どうでしょうか。一緒に聞けばよかったです。

環境課長　今の要項でありますと、1年間実績を作ってそして登録してくださいというふうな状況になっています。これらについてももっと団体回収のそういうふうな協力をする方が増えるような体制に直していかなければならないかなというような気持ちはあります。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第4款、衛生費に対する質疑を終わります。

第5款、労働費の説明を求めます。

産業振興部長　（説明を行う。）

議　　長　　労働費に対する質疑を行います。

佐藤　剛君　1点だけ、204ページ。チャレンジショップ事業補助金がありますけれども、この他に当初、私が見違えたかも知れませんが、自主的出店者支援事業というのが多分あったかと思うのです。それで決算の段階で見当たらないようになっているのですけれども。こういうシャッター街対策も含めて、そういう商店街対策、そしてまた起業対策。そういうものに投資はしていますけれども、その効果的なところが徐々にこう現れつつあるのかどうかということだけお聞きしたいと思うのですけれども。

産業振興部次長　お答えをいたします。チャレンジショップの方でございますが、ちょうど今年5年目の期間が過ぎますので、今年の秋口までに今までの効果の検証を事業主体の方と今やっている最中でございます。今と同じようなかたちでの継続はちょっといかなものかなということで今、協議を進めております。

それで実績としましては、結構出入りがあるのですが、今までここを卒業された方で他の方にお店を持たれた方が3件くらいです。ちょっと私どもが予定をしているよりも効果が薄かったのかなという部分がございますが、とりあえず賑わいは取り戻すという部分では若干の効果があつたのかなとこう思っています。

それでこの他の2階建て部分で自主的出店者支援事業という、家賃補助の事業があるわけでございますが、本来はこの卒業生を期待した部分が大変あつたのですけれども、なかなかその場所が、私らがいうのは場所を特定しますのでその場所に出店がなかなか無理だということで、毎年これもございませぬ。ですので、前にもご指摘がございましたが、若干小売に限らず飲食店、夜のそういう部分ではなくて飲食店まで含めてということで、これは来年に向けて今検討をやっている最中でございますが、以上でございます。

岩野　松君　2点ほどお伺いします。最初は204ページのこしひかり和紙の里創設事業ということであります。計画の中には体験をするということでありまして、子どもたちとか小学生などにもそういう和紙のあれをしてもらうと。たまたま先日あれしたら、京都の方の和紙のやはりそういうことをやっているところでは、小学生に卒業証書を自分で作らせると。そしてそれを卒業証書とするというのがありました。今、和紙でも印刷することも可能だそうなので、そういうアイデアなども親しめる題材になるのかなと。そして自分で作った卒業証書がもらえるというのはまた思いがあるのかなということで、ちょっと提案も

兼ねてですけれども、ぜひそういうかたちで使ってもらいたいのかなというふうに思っています。

2点目は208ページの、和紙公図保存事業ということでありますけれども、明治時代に残っているその和綴じの本とか、そういうものの製本をするというふうに理解してよろしいのでしょうか。そしてそれは市が持っている本のものをするということでしょうか、どうい

産業振興部長 前段の小学生等の卒業証書の件でございますが、これは前にもちょっとお話をしたかと思えますけれども、私どももぜひそういうかたちで活用したいということで、教育委員会の方をお願いをしております。まだ、ちょっと結論までは至っていませんけれども、そういう格好でぜひお願いをして実現したいと我々は考えております。

それから和紙でございますが、これは市役所が保存しております、税務課の方にございます昔の公図でございます。昔のものですから、非常に古くなってひびが入って、ひびと言うか折りたたみ皺といいますかそういうものが入りまして、あるいは汚れたりということで非常に見づらくなっております。この辺をその新しいこしひかり和紙等で裏打ちをしていただいたり、それに至るまでいろいろな修復作業もあるわけですが、そういうことでそのものを保存したいと。こういう事業内容でございます。

寺口友彦君 208ページの井戸台帳管理データベースについて質問いたしますが、これは井戸の方の設置許可申請が出された時点での、そのデータだけをベース化するのということですかどうでしょうか。

産業振興部次長 今まで旧六日町と大和町の方はこの台帳はすでに整備済みでございます。今回のこの部分は主として塩沢町を主体にしたものであります。それから井戸というふうに書いてございますが、井戸に含めまして墓地とかごみ集積所等の分まで、これは大きな部分ではないですが、それも一応確認をしてデータベース化をしてあるという内容でございます。

それで井戸については申請というよりも、うちの方で把握をしてあるものをまず確認していくということですから、必ずしも申請に限らない。例えば昔の井戸で申請はしていないけれども掘ってあるというものも、確認できればそれは把握していくということになります。

寺口友彦君 消雪の井戸であれば、何年か経った場合洗浄が必要になるわけです。その際によくある話ですが、径をちょっと大きめにするとか、あるいはポンプの位置を下げるというようになりますと、データベースにのっている能力以上に汲み上げをしていると。そういう井戸が発生する可能性がありますよね。そういうものについての修正はどうやって行うのですか。

産業振興部次長 大変申しわけありません。その部分は細かい部分に入りますので、ちょっと今担当サイドの方に確認をいたしましてお答えしたいと思います。そこまではちょっと私どもの方で把握できかねる部分でございましたので、申しわけございませんが。

市民生活部長 この事業について私は細かいところは存じておりませんが、今ほどの質

間で、井戸の洗浄のときに径を大きくするというようなお話しでありましたが、洗浄で例えば径を大きくする場合は申請行為、地下水審議会に申請をしていただくようになりますので、行政の方で把握ができると。よってこのデータも加除ができるというように考えております。以上であります。

腰越 晃君 205ページから208ページにあります被災地域緊急雇用創出事業費これについて。事業費の個別内容についてはちょっと後で質問しますが、全般的に非常に重要な事業であろうと。それでそれなりの取り組んできた成果はあったものであろうとようように考えます。それでそれぞれ個別に乗っかっている事業ですが、18年度、19年度も継続されているかと思うのですが今後どうなっていくのか。

それからこの個別事業については、こうした被災地域緊急雇用創出とそういった名前ではなくて、別のところに展開されていく可能性があるのかという点。

それで個別の問題ですけれども、206ページの一番下の教育支援教室事業359万6,000円。以下次ページにも入っているのですが、この内容についてご説明をお願いしたいというように思います。

それから前後して申しわけないのですが、その上の方に特別支援教育事業とあるのですが、これは特殊学級のことになるのでしょうか。その辺のところも内容についてちょっと確認をさせていただきます。

産業振興部次長 まず1点目の部分でございますが、この後の緊急雇用はどうなるのかなと、こういうことでございます。とりあえず今、3カ年ということで19年度が最終年度でございます。それで今後どうするかという部分で、私どもの方でも今後をどういうふうに考えるかという調書をとられておりますので「ぜひ、いい事業ですので今後も継続をしていただきたい」という調書の報告は出してございます。ただ、今現在、20年度からこれを継続すると、まだ回答が届いておりませんのでこの後のことになろうかなとこう思います。

ただ、観光事業と他のいろいろな事業メニューがあるわけですが、この緊急雇用もたくさんある中のメニューの1個ですね。けれども他にもメニューがものすごくいっぱいあるのですが、そのメニューの中でたまたま私ども関係があるのは、観光事業の関係でありますけれども、これは3カ年の継続が決まっています。3カ年というか今までは17、18であったものが、今度は19、20、21というかたちで継続になりましたので、今年は19年度もだめだと思ったものをあげましたら、1億数千万円くらいのもので私どもの方に該当になって先日来ましたので、そういう部分がございます。

それからそういう意味で今後の展開という部分は、いろいろな各方面から意見書だとか要望があった中で基金の方でまた検討されることになるのかなと、こう思いますので今の段階でははっきり申し上げることができませんがお許しをいただきたいとします。

教育次長 それでは206ページでしょうか。最初の特別支援教育事業の方ですが、この特別支援教育につきましては、特別支援学級でなくて普通学級の中で、学習障害といいますが、少し動きまわるとか、飛び出すとか、そういった子どもがいるわけですが、そ

ういった子どもに対する非常勤講師が3名分。それから特別支援助手が4人分ということです。この非常勤講師とそれから特別支援助手という言葉を使っていますけれども、これは教員免許がある場合は非常勤講師、教員の免許がなくて教室に入ってそういった子どもを見てくれると、そういうのは助手ということを行っていますけれども、そういう方が4人分ということで合計7人分の賃金が掲げてあります。なお、これについても次の事業もそうですけれども、いずれも10款の方にも上がってきますが、一応5款の方でということであります。

それから2番目の教育支援教室の事業であります。208ページになります。これにつきましては二日町のところに、主に不登校の方が通って来られる教育支援教室がありますけれども、そこに指導員の方が数名おります。これも10款の方に6名分がのってきますけれども、こちらの5款についてはその指導員1人分の賃金という内容です。

腰越 晃君 この緊急雇用創出事業については観光系の方はおおむね継続されると、3年間ですね。あとこの教育関係、他にもあるのですけれどもそういった事業等については10款にも同じような項目がのっているという、そういう中でこれをうまく利用してきたという経緯ではないかなというように理解をしますが、今後の中で全体的にこの事業についてどのように展開をされていくのかということをちょっと確認させていただきたい。

それからあと特別支援教育事業、内容は理解できました。あと教育支援教室関係。これらについてもやはりこれがあつたからある程度は拡大してできたという要素はないとは思いますが、やはりきちんとこうした事業というのは残していくべきであろうというように私は考えております。非常に重要な事業であると思っております。

今の学級編成、1クラスの学級というのは法律で決まっておりますけれども、小学校1年生は32人学級、それ以上は40人学級、41人学級ですか。いろいろな意味で学級運営の中でやはり多人数になると問題点が生じるということもありますし、いろいろな意味でそうした臨時教員を使っていくという授業は必要ではないかなというふうに考えております。

また、不登校児支援、これは今度は何か名前が変わって、県を主体にして支援していくという制度に今年から変わっていくというような話も伺っております。いずれにしても非常に今後について重要な事業であると思しますので、緊急雇用創出がなくなって今後どうなっていくのかということについての考えを確認しておきたいというように思います。

教育長 ご指摘のように、この事業があつて大変助かってきたというのが率直なところであります。仮にこういう事業がなくなっても、このやってきたことはとにかく継続してまいりたい、そんなことで私どもとしては考えております。あとは財政がどこまで許してくれるかということになるかと思いますが、私どもとしてはこれだけの手厚い 近隣の他の市町村に比べますときわめて手厚い手当ををしてもらってきたわけではありますが、それでも十分とはなかなか言い切れない部分がありますので、今後ともぜひ継続できるよう財政担当の方にもお願いしてまいりたいと、このように思っています。

高橋郁夫君 206、208ページあたりですが、非常勤職員のこの社会保険料です。

同じような種目でも非常勤職員の中で、この保険料が入っていないのと入っている科目があるのです。特に幼稚園の3歳児教育支援みたいなものと4歳児の特別支援、同じような政策の中で共済費というか社会保険料をかけているのとかけていないのがあるわけですが、そこら辺は何か違いがあるのでしょうか。

教育次長 これにつきましては、ちょっと正確なあれはわかりませんが、時間数によって1週間に何十時間、確か30時間だと思ったのですけれども、1週間に30時間だとか、あるいは1カ月に何日だとか、そういった日数によって共済費をかける場合とかけない場合があるということで、6時間パートの場合はおそらく共済費がかかっていないという、そういうふうな内容です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第5款、労働費に対する質疑を終わります。

暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時15分といたします。

(午前10時55分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時15分)

議長 第6款、農林水産業費の説明を求めます。

産業振興部長 (説明を行う。)

議長 農林水産業費に対する質疑を行います。

笠原喜一郎君 214ページの水田農業構造改革対策推進事業費の中でちょっと聞きたいと思います。これは市長にぜひお願いをしたいことですが、米の改革という中で、売れるところは生産をいっぱいしていいと。そして産地間競争を、という部分の米改革が始まったわけですけれども、ご承知のように新潟の一般コシヒカリがなかなか苦戦をしています。

それで国から県に配分をするときに、コシヒカリ一辺倒ではなくて多様な品揃えを作付けしようということで、国から割り当てられた面積、数量からその多様な品部分を差し引いて残った部分を各市町村に割るという手法を今、しているわけです。あとこの脇に置いた部分については希望者が手を挙げてくださいということですね。

そうしてきますと、この当地域にとってみると、やはりコシヒカリを止めてまでこしいぶきだとか、あるいは五百万石だとか、あるいは餅だとか、あるいは雪の精だとかというそういう部分にするというのはなかなか抵抗があって、やはり価格の面からしてコシヒカリを一番作りたいというのがこの地域の気持ちなのです。

けれども、国、県の方の段階ではそうなっているわけですが。それで当然そのことについて意見は申し述べていると思いますけれども、農協も当然やっていますが、市長からもやはりそういう場で県の方に強く申し入れて、この地域の実情を訴えていただきたいと思いますけれども、その辺1点だけお願いいたします。

市長 この問題は今年度といたしますが、19年度に顕著に現れたわけでありまし

て、今年の作付け状況の経過の中でも申し上げておりました。私どもにとればとても理不尽だということで、県の方にも話しはしてありますし、またこれからも。その粋などというのは、私たちはやはり撤廃してもらわないとどうしようもないということです、全力をあげて蒲原農政打破ということでありますけれども、それに向けて頑張らせていただきますが、またご支援をよろしく願いいたします。

笛木信治君 1点、これは別に項目とってないのですけれども、市長の施政方針表明の中にもありましたのでお聞きするのですが、いわゆるB L米が栽培されてきているわけですが、農薬が3割減ったということから消費者に対して低農薬をアピールするということで、私はそのとおりだと思うのです。しかし、依然として地域ではそのB L米はまずいと、あるいは変わらないのだというような論争があるわけで、これはやはり消費者に対しても微妙な影響を与えると思うのです。今、米、ブランド米、魚沼米といっても大変な状況にあると私は思いますが、今年は仮渡金も1万8,000円ということで大幅な値下げもあるわけです。

こういう状況の中で、この論争にやはり市としてきちんと指導性を発揮して、本当に消費者にそうした不安を与えないと、影響を与えないというような方向もやはり進めていかなければいけないと思うのです。そういう点でこのいろいろ取り組まれてはきたと思いますけれども、今年度の取り組んだ感触としてどなたでもお聞かせ願いたいと思います。

市長 所信表明の中にもちょっと触れてありますし、一部の方がまだ依然として前の従来コシに非常にこだわっているという部分がございます。私のところに直接「その苗を農協から出してもらおうように働きかける」などということでも、おいでいただきましたけれども、「そういうことではなくて」という話をさせていただいているわけですが、なかなか考え方がすぐそう急に変わるということではないようです。そしてB L米についてのいわゆる不安材料といいますが、そういうこともとくとくとお話をさしていったわけですが。

いつかの朝日新聞のトップに出ました。まずいとかどうか。あれは全くその後なりを潜めているわけでありまして、私たちは自信を持ってこのB L米を薦めておりますし、今のところ消費者の皆さん方から、いや味が落ちたの、悪くなったの、そういう話は一切聞いていないわけですので、そういうある意味では風評被害的なことはきちんと払拭していかなければなりません。一部の方についても粘り強く説得はしていこうとは思っておりますが、非常に意思の固い方が 意思が固いのかへそ曲がりなのかよくわかりませんが、なかなか納得はしていただけては今ありませんが諦めずに、そういうことではないということをきちんと説得はしていきたいと思っております。また、笛木さんの方からもいろいろご指導いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

和田英夫君 216ページの中山間地域直接支払制度について伺います。これは何ではないが、条件不利地域の農地保全、稲作支援。あるいは農道なり、その条件不利地域の水利管理。こういうことを応援しながらその地域の生態系も保存しようと、こうことが大雑把な目的であるわけでありまして。この資料によれば、44いわゆる協定地域といいますが、面積

が非常に多いわけでありまして、7,800万円からの交付が出ているわけでありまして。

問題はそこで、今ほど言っただけの中山間地域直接支払制度の本旨に沿ってもちろんそれぞれ取り組まれていようと思いますが、その検証、その辺はどのように。ともすると後の検証というものがどの程度か、まあきついかゆるいかちょっとわからないわけでありましてけれども。これはあの当時、面積が違ったということで返還があるわけですが、協定計画とやっていることが違う場合は、まさにその返還をしなければならないというのがあったと思うのです。この面積ももちろんそうですが、こういうことやる、ああいうことやるということについてそのとおりにしていないと、返還を求めるといふことがあるというようなことがあったように覚えているのです。問題はだからそういうことのないように、ひとつ担当課はきちんとした指導と検証をしていると思いますが、その辺の内容をお願いします。

農林課長 中山間地域の直接支払制度につきましては、今2期目が17年から始まって、21年で一応終わりということになっています。平成20年度にまた中間の国の方からも検証というのが入ってきます。

市の方では毎年各協定を結んでいる集落から、それぞれその年の実績というものが報告されたり、活動状況等が報告されてきますのでそれらで検証しています。たまたま今回、返還というのが出たわけでありまして、これは先ほど部長も話しましたが、当初の面積の算定でオルソを使っていたのが、実測の数値とちょっと合わなかったというようなことで返還がありました。けれども、とりあえず活動内容が不備だとか、目的に合っていないというようなことでのそういう部分は今のところないと聞いていますので、また20年にかなり大がかりに検証してみたいというふうに考えています。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第6款、農林水産業費に対する質疑を終わります。

第7款、商工費の説明を求めます。

産業振興部長 (説明を行う。)

議長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時15分といたします。

(午前11時55分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時15分)

議長 商工費に対する質疑を行います。

井上正三君 時間もありませんので、商工振興費のお祭り補助金の件でちょっとお聞かせをいただきたいのですが、232ページの負担金でも若干お祭りのことが書いてありますが、雪譜まつりが36万円。市民まつりと産業まつり、これは塩沢と六日町の産業まつりもそうですが、これの市民まつり、六日町・塩沢の産業まつりがそれぞれいくらくらいになっているかちょっと教えていただきたいこと。

それから236ページで観光振興事業費の中で一番下の六日町まつり実行委員会運営費補



助金250万円。次のページの雪まつりの実行委員会運営費補助金が1,150万円。この二つは昔から盛大にやっている六日町まつりだと思いますが、多額の補助金ですので、総事業費がどのくらいになっているかわかりませんが、補助率というのはどのようになっているのかお聞かせいただきたい。

それからこの決算のあれを見ると、お祭りもかなり各地区ごとにそれなりのお祭りがあるようでございますが、祭りとして補助金が出ているのは、六日町のまつりと雪まつりだけだと思います。若干今、負担金が出ているものもありますが、これは市長に伺いたいと思いますが、大和町と塩沢町でも大小に関わらず主要な祭りがあるわけでございます。その辺の基本的な今後の考え方、大小に関わらず多少ひとつ補助金を出したい、助成したいというような考えがあるのかないのか。合併して3年になるわけでございますので、その辺のひとつ公平な部分というのも金額に関わらずお願いしたいななんて思っております。

特に大和の場合は菊まつり、これは南魚沼、魚沼市、十日町市、ほとんどこの辺が入っているわけで、非常に地域の皆さんが真剣に取り組んでいますが、予算面で非常に苦勞しているというふうに聞いております。これもほとんど寄付金なりそういうもので取り扱っているわけでございますので、主要な祭りについては塩沢町、大和町を問わず、若干、将来補助金というものが考えられるのかどうか。その辺の基本的な考え方をちょっと聞かせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

市長 個々の内容については後ほど担当がお答えいたしますが、全体的な考え方の中では、それぞれ寄って立つところが違ったということで、祭りの取り組み、行政の取り組み方が違ってきているわけではあります。一度にすぐどうだということにはいきませんが、私どもはでき得れば祭り・・・その祭りの発生といいますか、はじまったところが例えば浦佐の裸押し合い、これらは結局ずっと言われておりますけれども政教分離とかそういうことありまして、非常にそういう面では大和地域の皆さんばかりではないですけれども、それぞれの地域の皆さんが難儀をしているということは伺っております。

市でやはり大いに関与をしてやっていく祭りと、そうでない祭りにはやはりきちんと分けていかなければならないものだというふうに認識しております。そういう検討も例えばその市民まつり的に3カ所で3つやっているわけですが、いずれは統一化しようとか徐々にその見直しは図ってきているところであります。では、どれを、祭りに市が関与する、あるいはしないというふり分けといいますか、分類もこれからしていかなければなりませんけれども、ずっとこのまま旧町どおりということにはいかないという気持ちは持っておりますので、その見直しに向けて検討をきちんとやっていきたいというふうに思っております。

産業振興部長 今ほどの各地域別の件でございますけれども、八色の森市民まつりに108万円、それから六日町ふれあいまつり90万円、塩沢産業まつり180万円、雪譜まつりは今、書いてありますように36万円というふうな負担でお願いをしております。それから若干お話がありました菊まつりでございます。これにつきましては18年度は復興基金の方で対応させていただいたというふうなことで、この年は町の観光事業補助金の対象から外

させていただいたと、こういう内容でございます。（「いくらありましたか。金額を」の声あり）

団体の方で申請しておりまして、私どもの方でちょっと承知しておりませんので、そういうことをお願いしたいと思います。後で調べましてご連絡いたします。

（「議長の発言許可をもらってからでなければダメです」の声あり）

井上正三君　もう1回お願いしたいのですが、その政教分離の関係とかそういうものは前から言われていますので、そこに補助金というのは考えておりませんが、今、言ったような菊まつりなんて全く実行委員会、それぞれの個人が作り上げた大事なお祭りです。そういうものを3地区統制をしてみると言っても、やはり菊まつりは浦佐で今までやってきたということであれです。産業まつり的なものは地区別に変われば良いと思うのですけれども、そういうことを含めてひとつ。今後検討してもらおうということでもいいのですが、ぜひその主要なお祭りについては、若干のやはり同じ取り扱いをするというような考え方になっていただきたいと思います。

先ほどお聞きいたしました雪まつりと六日町のお祭り、これは事業費的にはいくらかわかりませんが、補助率はいくらいになっているのでしょうか。2分の1とか、3分の1とかあると思うのですが、その辺の考え方をひとつお聞かせください。

市長　先ほど申し上げましたように、市が関与すべき部分、そして関与しなくていいといたしますか、そういうことにまず分類していかなければならないと思います。菊まつりをどうこうということではありませんけれども、例えば盆栽でやっていらっしゃるとか、いろいろあります。それで菊まつりそのものも規模は小さいですけれども、六日町でもやはりやっていますし、そういうことの整合性といいますか。こう言うと大変失礼ですけれども、元はどういうことで始まったかわかりませんが、一般的に見れば確か趣味を持っていらっしゃる皆さん方からまず始まったと思うのです。そういうことも含めて、いずれはその整合性がとれるようにしていきたいということで、ひとつご理解いただきたいと思います。

産業振興部次長　まず雪まつり等の関係の総事業費の関係でございますが、これにつきましては、基本的には今までは市の方が雪像の制作委託をお願いするとか、それから市の方がお願いするというような立場ですので、基本的には若干協賛金は集めてもらっていますけれども、ほぼうちの方から行くものが主体だというふうにご理解いただきたいと思います。

それでたまたまですが、今は大震災の復興基金の関係がございますので、これを原資にいたしまして大体1,000万円程度のまた基金を入れてございますので、トータル的には2,000万円を超すような総事業で組んでいるというような状況でございます。

夏まつりの方は若干協賛金入っておりますが、やはりこの補助金の方の別の方が多いというふうにご理解いただきたいと思います。

駒形正博君　関連ですが、先ほど238ページですか、観光事業補助金17事業に配分というふうに説明をいただいたのですが、その17事業の配分表を昼休みに資料としていただいたところでありまして。それを見ますと、塩沢地区が4団体、大和地区が2団体、六日町

地区が11団体というふうな数の上ではこうなっております。今ほど14番議員から質問があり市長からの答弁があったように、これは合併前のそれぞれの町の取り組み方がだいぶ違って だいぶなどというものではないものすごく違ったということなので、今ほど市長さんから答弁がありましたように、バランスのとれた事業配分というか、事業費配分を将来はしていかなければならないとお願いをするところであります。

大和町時代については菊まつり、あるいは山岳マラソン、そうしたものの祭りごとには補助金はやらないで、観光協会に補助金をやって、そのなかから観光協会が何がしかを配分する方法でしていたのではないかなと、はっきりしたことはわからないわけですが、

六日町の配分表を見ますと、単品の祭りごとに六日町は当時から補助金をやっていたのではないかなというふうに感じます。その辺の先ほど市長の答弁がありましたように、合併して南魚沼市になったのですから、考え方を統一する必要があるなというふうに私は前から思ったのです。申請の仕方に、取り下げ、補助金取り下げとか不採択というのが9件ありますが、それは新たに補助金を申請したようなものが対象から外れていると。既存のものが優先しているような気がいたします。この辺の統一した見解というか、考え方を今後検討する必要があるなというふうに思っていますが、先ほどの市長の答弁でいいのですけれども、再度市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

市長 その17の内容も私はまだつまびらかではありませんけれども、そういう確かばらつきはあるのだろうというふうに思っておりました。そこで先ほど触れましたように、一度にすぐということにはいきませんが、徐々にその統一性を図って、バランスもとらなければなりませんし、そういうことでこれから作業を進めていきたい。

ただ、補助金を出していたところに打ち切りとか、これもまた非常に難しい問題もありますけれども、やはりその辺は祭りを主催している皆さん方からも十分にご理解をいただかなければならないと思っております。そういう場合が生じた場合はですね。では、全部の祭りに全部市が補助を出すかということもまたできることではありませんので、その辺の調整が非常に難しいことではありますが、難しいからといって先送りだけしているというわけにはいきませんので、いずれ調整に入りたいと思っております。

駒形正博君 それで市長の考え方でいいと思うのですが、今の傾向を見ますと、大和町観光協会は1本で町から活動費補助金をもらったと。こうして塩沢町の場合は、舞子後楽園観光協会、石打丸山観光協会、塩沢町観光協会、上越国際観光協会、こういうふうな地区ごとの旧町村、地区ごとの観光協会を作ってその協会ごとに補助金が出ていたと。六日町もそういう、さらにその傾向が強いわけです。

そうしたところにバランスが・・・合併前のことですから、合併してからもそれが継続されているというわけでその辺のなかなか整理が難しいだろうなと思います。山岳マラソン、1,800人からの出場者がいることでありますし、多分大和の観光協会からは10万円出ているか出ていないかくらいの補助金で、あとは協賛金で自営やっているというような非常に中身のバランスが崩れています。ですので、そうした今ほどの市長の考えの下に今後この祭

りの考え方の統一というか、そうしたものができるだけ縮まるように修正をお願いしたいということを要望しまして終わります。

宮田俊之君 2点ありまして、先に関連した部分についてお伺いいたします。今しがた議論になっておりますこの実行委員会。運営費補助金、運営費補助金ということでこの運営費という書き方。事業費の補助金であればわかるのですけれども、運営費ということは、この組織は私はほとんど同じグループの方々の実行委員かなという気がしているのですけれども、その内訳と申しますか。そうしますと核となっておりますのが例えば観光協会であれば、そういった人件費を含んだようなかたちでこのお金を出しているのか。

あと市長が再三言われていますけれども、こういったイベント事業は要は90パーセントくらいに全てを1回押さえてみたのだというような話しも、各イベントの予算組の際にされていたかと思うのです。六日町とあと雪まつりですが、このお金の推移が今まで何パーセント減ずつになっているかというのをちょっと教えていただきたい。

雪まつりの方で伺います。雪像をお作りになるということで六日町時代に1,000万円弱お出しになられたと。復興基金が今回ほぼ同額あったという中で、今回は少雪で雪像を作れなかったと。実際内部留保みたいなお金があるのかどうか。

市長は再三内部留保があるところには、五日町のスキーフェスティバルについてもカットするのだという強い姿勢を示されています。けれども、随分と復興基金の方は満額受け取り、市の方も満額受け取りということで、あまり言うと実績報告に響きますので入場数までは聞きませんが、ちょっとこの辺がもう少し厳しく精査をされて然るべきではないかというふうに思うのです。この二つの補助金についてももう少し教えていただきたいと思います。

同じ236ページ、えちご魚沼観光開発協議会100万円ということで、湯沢とJRと高速道路ですか、全部入った大変いい組織だと思うのです。越後湯沢の駅の構内に観光情報発信センターということでこの100万円を出されて、実際どのような活用を直江兼続関係も含めてなさっていくのかという内容について教えていただきたいというふうに思います。

産業振興部次長 まず祭りの、六日町まつりと雪まつりの関係でございますが、運営費の部分には人件費は入ってございません。基本的にはいろいろなものの借り料だとか、それから謝礼だとかそういうものがほとんどで、ちょっとここには細かいものを持ってはございませんが、観光協会の人件費充当は一切してございません。

それから雪まつりの関係の部分でございますが、実際現場を見ていただければあれだけの広い場所にあれだけの雪像を作るわけでございますので、私たち今のところは建築業組合、それから土建の関係の組合の皆さん方と年度交替をお願いしているのですが、実際私どもの方でお願いする単価的なことになれば、例えば1,500万円くらいかからなければできないというような部分がございます。うちの方で頭を下げながらもお願いしている部分も若干あるということで、特に合併後やはりある意味のシンボリックな部分がございますので、小さなものは作りたくないということでかなり無理をした部分がございます。

それで昨年、これは雪があっても大変ですが、雪がなくてもこれは止めれば別ですが、雪

を集めて作るということになるとこれもほとんど 去年いろいろの検討を行ったわけですが、経費的にはさほど変わらないような状況でございました。そんな状況でございます。・・・(「復興基金の1,000万円は何に使ったのか説明を」の声あり)

失礼しました。復興基金の部分も今言ったような雪像の部分の拡大をするために、今まで例えば去年から始めたわけでございますけれども、今までの雪像の3倍くらいのもを作っているわけですので、そういうところに投入をしていったということ。それから当然復興基金の関係でございますから、評価的にそれが宿泊が何人で、それから日帰りが何人というきちんとした効果を出さなければなりませんので、そのために都会の方からお越しいただくためのシャトルバスだとか、湯沢からのバスを出すとか、そういう部分に使わせていただきました。

えちご魚沼の方でございますが、駅の方に100万円を入れまして、あそこにうちの方がやっておりますが観光テレビのようなああいうものを構内の方で観ていただくということで、駅の方と相談をしながらあそこに設置をする、その設置費用ということでございますが。

宮田俊之君 もう一度お願いします。観光開発協議会につきましては、そういう目的のためだけにお金を出されては私はいないと思うのですけれども、もう一度ちょっとお願いしたいと思います。要はあちこちから負担金を集めてきて事業を行うわけですので、湯沢町のためだけに100万円出しているわけではないと思うのですけれども・・・それはいいです。

それで市長、お伺いしたいのですけれども、先ほど市の関与という部分がございました。どこまで関与するかというときに、観光協会の皆さんがこの祭りの実行委員の中心になって動かなくてはいけないということは、市の実際の観光協会の業務とまた違う部分をやらなくてはならないわけですね。そういう考え方でいくのか、もしくはその関連した構成団体の皆さんが実行委員となってやっていくのかというのは全然意味が違うと思うのです。

実際の職務がある中で、今お話し聞くと、人件費はその補助金の方から出ていませんという中で、観光協会の方々がその祭りの実行委員のことを全部やれば、それはその部分、業務ができないと私は思うのですね、要は観光協会本来の業務が。イベントをやるのが観光協会の本来の業務だということであれば、それはそれで結構ですけれども。そうしますと市の観光協会全体が、その祭りの実行に対してかなりの力を割かなければならないということで私は思うのですけれども、その辺ちょっと市長の市が関与しなければならぬという意味合いをちょっと教えてもらいたいのですけれども。

市長 今、例えば雪まつり、六日町まつりもそれは観光協会長が実行委員長です。私は大会会長とか名誉会長。そして主体的に観光協会というふうにはなっておりますけれども、市の職員が相当の部分はやはりやるわけです。ですから変な話ですけれども、人件費の補助とかそういうことは全くやっていませんし、旧六日町は、そればかりではありませんが、そういう部分が主たる観光協会のやはり仕事であったわけです。それによってお客さんをとにかく呼び込もうと。そういうことでありますので、塩沢とは全くそういう面では違うわけです。大和はその中間みたいのところでしょうか。

そういうみんなそれぞれに違いがありますので、市が関与すべきか、せざるべきかという部分は、人を出すと出さないとかそういう意味ではなくて、市を代表する祭りとしてやはり相応しいかどうか。そこからやはり入っていかないとだめだと思う。ただ、それだけで全部捨てきれぬものではありませんので、今までのやはりその歴史も勘案しなければなりませんし、そういうことだと思っております。

ですから、具体的にまだ、ではどこがどうだということは出ませんが、さっき触れましたようにその市民まつりとかという部分は、今、100万円相当ずつを3つのところへ出しているわけです。ではこれをひとつにまとめて、それは300万円出すか、200万円出すかは別にしてやったらどうかとか、そういうことも考えていかないとだめだろう。雪譜まつりと六日町の雪まつり、これもやや違いますけれどもやはり雪を題材にした祭りですから、ではこれもどうしていくかとか。そういうことも含めて考え直していかなければならないということで申しあげたところであります。

産業振興部次長 先ほどの湯沢駅の件でございますが、決して湯沢町のためにしたということではございませんで、例えば1機しかどこかに付けられないというときには、どこに置いたら一番いいかということを検討したときに、湯沢の駅に置いて各関係のものをそこで例えばタッチボタン押してもらえば見れるとか、それから観光ライブの部分の映像を観られるとか。そういうことで関係者の皆さん方で検討したものでございますので、決して湯沢町にその100万円分だけばんとやったということではございませんので、よろしく願いいたします。

中沢一博君 230ページの中小企業金融制度事業費ですかこの部分の、前にもちょっと聞かせていただきましたけれども異常少雪の部分。また、地方産業育成資金、また小規模事業育成資金の部分で、実際前回も内容等、件数等、お聞きさせていただきました。この今の現状から見ると、大体みんな書類の時点で却下して返ってきていると。それは全部信用保証の部分でひっかかっていると。そういうふうには私はお聞きしておりますけれども、今の現状について。今のままだと今後もいくらこういういいことを作っても、なかなか現実には難しいという部分を感じます。その今の現状の信用保証部分に関しましてなかなか言われる部分、言われない部分もあるかと思いますが、現状についてどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思っております。

産業振興部次長 今ほどの件でございますが、確かにそういう信用保証の部分でかなりきつい査定を受けるような業種もございます。それから比較的審査の部分がスムーズにいくという部分がございますので一概に全体的には言われません。例えば主な施策の概要のところの47ページでございます。産業育成資金なども新規の貸付件数は54件でございますが、信用保証料の補給の対象というのは43件でございますので、例えばここは信用保証料付与しなくてもいいのが11件該当になっていたということになります。また、例えば今年の異常少雪緊急経営資金などの場合は、私どもの方で信用保証を付けなければ該当にならないよという条件を設定したのもございますので、それは資金的な性格もございまして、主に言

えば業態によってかなり厳しい部分と、そうでない部分があるのかなというのが現在の状況でございます。

中沢一博君　　今、業種的にと言われましたけれども、ご承知のとおり我が地域はスキー産業。ある面では50パーセントくらいは全産業に、そのスキー産業に関わっていると言っても過言でなくらいこの地域ではそういう部分がございます。昨今のいろいろ噂ですから一概には言われませんが、スキー場が来年は云々とかどうとか、そういう噂も出ております。ご承知のとおり、地震、豪雪そして少雪。まさにスキー産業にとってみれば、もうこれ以上どうにもならないと、正直のところあっぴあっぴしているのが現実でございます。

その中に、ではどうして救済していくかという部分でこういういい制度をつくっていただいているわけですが、現実やはり信用保証協会というこの部分がどうしてもネックなのです。これはやはり何とかこの部分をですね、土地がなくて云々ではないわけです。例えば書類の中には書類がおかしいという部分も聞いておりますけれども、やはりそういう指導をしていただく中で、何とか頑張っていかなければいけない。この地域産業を守っていかねばいけないという部分がありますので、この分析をした中でもう一度強固にこの部分に関して問いかけてみる必要があるのではないかと私は考えますけれども、もう一度お願いしたいと思います。

産業振興部長　　今回の少雪資金もうちの方の債務保証をかけるというような部分もございまして、かなりいろいろな意味でお願いしたわけですが、改めてまたその辺も含めまして信用保証協会の方と協議をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第7款、商工費に対する質疑を終わります。

第8款、土木費の説明を求めます。

建設部長　　(説明を行う。)

議　　長　　土木費に対する質疑を行います。

牧野 晶君　　252ページの道路環境整備事業費、歩道設置工事委託。歩道設置についてですけれども、歩道がたくさんできるということはたいへんいいことですが、それと同時にここ以外の国道17号。大体歩道は付いているのです。例えば西山とか、西山側については両方付いているところもあります。片側だけ付いているところもあります。けれども、両方ついていないところも中にはあるわけです。例えば浦佐のガードをくぐる、新幹線をくぐるところとか、私が住んでいる石打の方も両方付いていないところがあるわけです。私が記憶している気になっている限り、その2カ所くらいかなと思いますけれども、そういうところはどういうふうな要望を国・県にしているのかという点についてお考えを。今までの18年度の総括みたいなものを聞かせていただければと思うのですが。

建設部長　　今年は五日町から今町というのでしょうか管内で今、歩道の拡幅工事をやっております。なかなか国土交通省そのものは全面的に両側に歩道を設置したいという考え方

は持っているようでございますけれども、これもようするに財源の問題もございますので。要望は、私どもは地元から要望が来るといふ以前に、できれば全面的に歩道を設置していただきたいと。当然それを完成したあかつきには歩道除雪もやっていただきたいという願いを持っているわけでございます。

基本的には両側をひとつ整備していただきたいということでございます。車両の交通量もちろんだいぶん多いわけでございますので、安全確保という意味あいからも歩道設置をお願いしたいわけでございます。計画的に順次進めているということでございますので、極力全線にわたりますして両側の歩道を設置していただきたいという要望は、これからも繰り返しお願いをしていくという考え方を持っております。

牧野 晶君 それでまた、その歩道が設置されていないところで死亡事故も起きているわけです。私の住む地域で。そういうところというのやはり重点的にしていっていただきたいということを思って、もう1回質問します。

建設部長 事故があつてからでは遅いわけでございますけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、とにかく1日でも早く歩道を設置していただきたいということでございます。

歩道の作り方もいろいろございまして、フラットの歩道、あるいは縁石だけの、車道と歩道を同じ高さで、真ん中に縁石を設けるという方法もありますし、マウンドアップをするという方法もあるわけです。歩道除雪のしやすいようにということも考慮いたしまして、そういうことでもいろいろと配慮しながらお願いをさせていただくということでございます。

笠原喜一郎君 264ページの奥只見レク都市公園管理費でちょっとお聞きをいたします。先ほど部長は昨年より4,100万円ほど減額になって、その部分は県の指定管理者ということで「むつみグループ」という話しが出ました。このむつみグループについてももう少し詳しくちょっとお聞きさせてもらいたいと思います。説明ができれば。

都市計画課長 むつみグループさん、18年度から指定管理者ということで八色の森公園、奥都市のレク公園やっておりますが、高野造園さんが主となった造園事業者の方々に組んでおります「むつみグループ」という言い方ですとっております。（「市内の業者で組んでいるのですか」の声あり）そうです。が主になったところの中での、市内を外れるものもあるのですけれども市内がほとんどです。

笠原喜一郎君 私が確認したいのは、これだけの4,100万円相当というのはなかなか大きな事業費のわけで、これが地元の業者がそういうグループを作ってそれを受けるといふことであれば、この地域にそのお金が落ちるわけですからそれはそれでいいわけです。けれども、全く他の市町村の業者が大部分そこにグループを組んで、そのお金を持っていくということになるとそれはなかなかもったいないがな、ということで聞かせてもらったのです。もう1回その辺がもしわかりましたら。

都市計画課長 今、議員さんが言われたようなかたちの中での動きであるというふうには私どもは思っております。



笛木信治君 1点お聞きしますが、248ページの下から2行目に市道改良工事費というのがあるのですが、1億2,000万円くらい45件という説明がありました。旧3町一緒ですから、1億2,000万円とそう私は多い額だとは思いませんが、いろいろ住民要望が方々から寄せられていて、合併前からの累積もあると思うのでかなりの数になると思うのです。そういう住民要望の数というものは掌握しているものかどうなのか。

それから年間45件くらいの取り組みでいった場合、これはなかなかこれを完全に消化するというのは大変だろうと思うのですけれども、計画としてはやはりこのくらいのペースでいくということでしょうか。

建設部長 今、ご指摘の道路新設改良事業費につきましては、これは補助事業ではないのです。もちろん起債等はきかせていますけれども、一応単費対応ということでございます。当然要望事項はいっぱいございまして、各地区から要望も出されます。今現在の話をさせていただきますと、非常に春先に要望が集中するわけでございますけれども、私どもが次年度の予算を組むにあたって、なるべく早めに出していただかなければ、春先に出されてもその年はなかなか対応できないというところもでございます。予算要望を要求する例えば11月なら11月頃までに、いろいろな要望を出していただいて、そのなかから緊急度を探りまして、一応位置づけをするということ考えております。

今回は事業報告53ページにございますが、道路改良舗装で45路線。その他に消雪工事もあるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、全部のものを網羅してそれを事業化するというわけにはいきませんので、緊急度ということで一応ご理解をいただきたいと思っています。

(「全体の数はわかりますか」の声あり)

建設部長 ちょっと今その把握してございません。申しわけございませんが、数限りなくあるということが事実でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第8款、土木費に対する質疑を終わります。

第9款、消防費の説明を求めます。

消防長 (説明を行う。)

総務部長 (説明を行う。)

建設部長 (説明を行う。)

議長 消防費に対する質疑を行います。

中沢一博君 初歩的な質問で大変恐縮でございますけれども、274ページもいろいろございますけれども、例えば湯沢の消防設備工事費176万円と書いてあります。その他にも三俣とか三国とかそういう部分で全体でそういう部分の補助体制は、負担金というのは設けているかと思えますけれども、例えば南魚沼防火協会、金額が少ない5万円でございますけれども、湯沢は1円も払ってない負担金はないかと思えます。

細かいことですが、全体でプールしている、多分そういう部分でされているかと思いますが、湯沢町と南魚沼市の全体のこの比率というか、この場合はどのような負担の関わり部分になっているか、ちょっとお聞かせいただきたい。そういうのは特にはないのでしょうか、お聞かせいただきたい。

あまりにもちょっと こんな気持ち小さい話しではないのですけれども あまりにも湯沢関係はどんどん出てきております。こちらの方で全部知っているわけですが、湯沢町の方の負担関係はどのような感じになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

消 防 長 負担金割合につきましては総務課の方で負担割合をしております。そうした中で私たち実数のかかる金額と、それから応能応益等々よっての負担割合が決まっています。実際に湯沢でかかった額、そしてここでかかった額。そういうものと、あるいは応能応益の関係、例えば高層建築物が何件もありますよ。あるいは防火対象物が何件ありますよ。消防の人員はこうですよということですので、おおむね30パーセント以上は確か湯沢が負担しているかと思えます。

財政課長 私が理解しているのは、広域連合における 吸収した当時ですが、広域連合においての負担割合を引き継いでいる。基本的にですね。それで今、消防団につきましては、団員の部分は湯沢町が確か団は湯沢で結成している。ただ、施設につきましては、特別負担ということでうらは必ずもらっていると思います。それ以外は従来的人口とか応益応能、広域連合時代の負担割合をそのまま継承したかたちで、委託関係が今継続されているというふうに理解しております。

中沢一博君 ちょっと比率が30パーセントということは、例えば私どもが70で向こうが30くらいの感覚でやっているということで、そういうことでしょうか。今、話がありましたけれども、ちょっとすみません。

消 防 長 広域連合のときは確かその割合で出ておりました。それは毎年若干は違ってきます。例えば湯沢の方で大きな事業をした場合には、それだけ分の費用がまた向こうの方に余計かかってきますので、その年によっては32パーセント、あるいは33パーセントになるか、それとも30パーセントになるかというような内容だと、そんなふうに思います。

樋口和人君 1点、細かいことで申しわけございませんが、まず274ページと280ページのところに、喫煙所システム借上料ということで2回出てきています。2つあるということだと思いますけれども、それでこの本庁といいますか、この庁舎の方のあれだと2つで10万円ちょっとですか。こちらの庁舎の方の総務の方の管理費の方に出てくるのが2万円くらいで、ばかに差があるのですがその辺。ばかにいいシステムを使っているのか、その辺をちょっとお知らせください。

消 防 長 274ページ、喫煙システムの借上料でございます。これは大和庁舎と湯沢庁舎、1台ずつの借上であります。そして280ページの上段の喫煙所システム借上料は、今の本所庁舎にある2階の部分と3階の部分にしてあると、その借上料でございます。

関 昭夫君 284ページの防災費の関係でトータルで伺いたいのですが、286ページの水防業務経費の中には水防用資材等原材料費というかたちで、おそらく緊急資材的な分を用意してあるというふうに、訓練用も兼ねているのだと思います。ただ、防災全体としてそういう緊急用の資材等の備えはどのようになっているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

例えば大きな土嚢、あるいは大きなコンクリートの塊を破堤しそうなところに入れるには、人がくっついては危険ということで、今は自動フックというようなものもあるわけですが、そういうものを備えるとかそういうことは考えていないのか。やはりそういうことができるのは行政かなという気がしているのですが、お考えをお伺いしたいと思います。

総務部長 水防関連でいろいろ資材を倉庫に保管はしておりますが、例えば土嚢などの場合ですと、今のやり方に合わないといいますが、今はトンパックで運んでそれで応急的な措置をした方がまたしかも早いというようなこと、あるいは人間の数もいないというようなこと。いろいろそういうようなことで建設業者とタイアップして、すぐ重機を借りてトンパックで手当てするというようなものが増えてきています。ですのでトンパックのそうした常備というのも今、やっているところでございます。

それから水防以外のその辺の資材でございますが、いろいろなそうした防災は水防関係のものとも共用しているというような状況でございますが、例えば地震があったとか何とかというような特定のなそういう資材というのは、今のところはまだ用意しておりません。水防と共用というような考え方でございます。

関 昭夫君 内容はわかりました。今備蓄している分、常時備蓄を増やしているのだとは思いますが、おおむね足りるくらいどの程度が足りるという部分はわかりませんが、少々くらいの方は十分に今の備蓄してある分で間に合うという考えがあるのかどうか。

それから、今、大型の土嚢に変わっているという話をされましたので、なおさら機械や何かでなくてはいけないという部分でいくと、人間がフックを外さなくても自動で外れるようなものが機械があるわけですが、そういうものもそうだと当然用意するべきではないかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

総務部長 水防関係で河川の関係につきましては、市だけでなく、県の振興局、ここが河川管理でかなりの部分の資材も備蓄していますので、いざというときはそういうところと連絡しあいながら。大体の警戒警報が出るとあそここちらの方といろいろ電話連絡しながら警戒にあたっているわけですし、いざ何か起きればそういうことで連絡しあいながら資材の融通をしあっているということでございます。

それからかなり大型の何ていいますか、建設省が持っているようなフックを外さなくてもすっと落とせるようなでかいコンクリートブロックですか、そういう機械まで、ちょっと今私も整備するということまでいっておりませんので、それは追々とまた県が整備したらそれを借りるとか。今のところ建設省くらいしかないと思うのですが、追々ということ

だと思いますが、よろしく願います。

佐藤 剛君 では2点質問いたします。284ページ、緊急割込み運用保守委託料がありますけれども、それとその下にFMゆきぐに設備の補助金があります。ここの設備補助金の方が50万円これは18年度限りでしょうけれども、緊急割込みの運用保守は毎月1回点検していいということなので、これは毎年多分継続になると思うのです。その割り込むシステムがちょっとわからないので、ちょっとお聞きするのですけれども。割り込むにエフエム雪国側の方では50万円の設備補助をして、その設備をするのですけれども、こちら側の新たな設備みたいなのがあるのかどうなのかということ。

あと272ページ、救命救急士の免許登録手数料があるのですけれども、それは若干の金額ですが、今、この方登録しまして救命救急士が何人くらいになったのかということと、今後の見通し。

そして276ページに救命救急研修所入所負担金というのがありまして、6カ月間1名が行ったようであります。救命救急士になるにそこら辺との関連と申しますか、ここに入所してとるのかというあたりをちょっと教えていただきたいと思えます。

総務課長 284ページの緊急割込みの件でございます。市役所側の方の装置ということでございますけれども、防災無線の整備をしたときに本庁舎の方にそういったような設備を設置してございます。それから消防の方からも緊急割込みの放送ができるわけですが、消防の方にもそういったような装置と申しますか、それは設置済みということでございます。本庁舎の2階に防災無線の統制台ですか、それが設置してございますけれども、そこで放送ができるというかそういうふうな格好になっております。消防の方についても同様の方法で放送ができるというようなことです。

消防長 それでは質問の272ページの救命士の免許登録手数料でございますが、これは受験料でございます。1名分でございます。

続いて276ページ救急救命士入所負担金でございます。これも1名を派遣し、これは立川でございます。約6カ月間の研修期間、この中で寮費とかいろいろ授業費、全部含んでの額でございます。

現在救急救命士は16名誕生いたしました。私、常々申し上げているのですが、各泊まりのこの小隊には各班2名以上置くようにしなければならないということを目指しております。今現在、救命士の資格を持った方々も採用になってきております。しかしながら18名になったと申して、その人を一生救急隊にずっと置くわけにもいかないし、ある程度の年代になれば、やはり違う課にもした中で勉強させなければならないと、こんなふうに思っております。状況を見た中で要請をしていきたいと、そんなふうに思います。よろしく願います。

牧野 晶君 272ページの5段目の図書購入費49万円。これはどういう図書を買っているのか。

あと消費全般というか、またこれは決算資料の57ページを見ますと、出勤が大体全体

で1,500件あるということですが、簡易な、要は「お前さん、救急車に乗らなくてもいいのでは」というのは、その中に実際何件くらいあるのか。そういうのを把握しているのかどうかという点について、考え方をお聞かせください。またそういう人にはどういうふうな対応をとっているのかについてお願いします。

消 防 長 1件目の図書購入費でございますが、これは予防関係の法令集の関係の差し替えでございます。その他参考図書というものもありますけれども、そういうものでございます。

それから救急需要の救急出動の関係ですけれども、それぞれ出動してくれば、重症、軽症、そういう分類が当然されます。その中で実際に救急がいらなかったのは何件くらいかという、なかなかそれは何件というのは難しいのかなど。ただし、1人の人が例えば3回、4回、5回と、そういうふう年に1人か2人か出てきます。そういう人につきましては、私ども家族のところに行きまして「こういうふうなあれですので、お母さん、お父さん、ひとつ呼ばないで自分で行くように言ってください」とか、そういうふう相談しながら救急車の適正な運用というのを指導しております。

あとほとんどうちの方では適正に使っていただいているのかなど。現場到着した時点がすごく軽症でも、それが搬送途中でどんどん様態が悪くなることもあります。救急車を呼ぶ段階で非常にその人が苦しんでいると。でも時間経過とともに回復するところもある。実際に救急隊が行って、拒否することもあります。そうした場合には必ず確約書というものをとって、そして置いて私どもは帰署しているような状況でございます。以上であります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第9款、消防費に対する質疑を終わります。

第10款、教育費の説明を求めます。

教育次長 (説明を行う。)

議 長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は3時40分といたします。

(午後3時20分)

議 長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後3時40分)

議 長 教育費に対する質疑を行います。

樋口和人君 1点、質問させていただきますが、294ページの南魚沼市子どもセンター運営費ということですが、これは18年度で一応閉鎖っぽいようなかたちで終わったといいますが、このエルネットの移設費ですとかかけた中で塩沢の公民館の中に今度移転をしたということですが、その後やはり移転をした結果、子どもたちにどういうふうな影響があるのか。あるいはこの移設を抜けば大体140万円くらいの経費だったのですが、これを節約したことによって子どもたちにどんな影響が出ているのか。あるいはこのいわゆる今後、放課後子どもプランとの関りの中で、どういった所見を教育長持っている

のか、ちょっとお聞かせください。

教 育 長 この問題につきましては、議員からも前の議会でいろいろお尋ねあったと思いますが。場所が動きましたので通える子どもたちが変わったといいますが、今まで通っていた子どもたちがなかなか通えなくなったということは確かにあると思います。今、放課後の子どもプランなどで各地区でいろいろな取り組みがなされているわけですが、そういう中でもこのせっかくの子どもセンターでありますから、これも何とか生かせるようなことを工夫してみたいというふうに思っております。子どもたちの利用は明らかに減っているということは事実であります。

樋口和人君 減っているということですし、利用の方法といいますが、使っている部屋を鍵をかけて、使うときは予約をしてその鍵を受け取って使うというような利用方法なようですけれども。やはり何とか大勢の子どもたちから活用してもらいたいというお話がありましたけれども、今後その学童というのも非常に需要が高まっているわけですし、またそこへ入りきれない子どもたち。あるいはそういう子どもたちの受け皿としても、私はその放課後子どもプランというような施策としては非常にいいとは思っているのです。ぜひその辺をよく研究した中で、子どもたちのいわゆる放課後の生活の場として、受け皿をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

教 育 長 子どもたちがいろいろな子どもたちと接して、いろいろな体験ができるということが非常に大切なことだというふうに考えておりますので、お話にありましたような方向で努力してみたいと思います。

阿部久夫君 2点ばかりちょっとお聞きします。288ページ、特色ある学校づくりということで載っています。それともう1点、290ページの学校安全体制整備事業ということの指導者があります。最初の特色ある学校づくりですが、このような事業はどのようなことをそれぞれの各学校では非常に取り組んでいる、特色づくりやっているとと思うのですが、どういった事業でその補助金を出しているのかという1点。それとさっきの指導者というのはどのようになされているのか、その2点をお願いいたします。

学校教育課長 288ページの特色ある学校づくりの補助金についてご説明します。そこについては各学校へクラス割り、人数割りということで教育委員会の方から配分しております。その他、各学校のさらに特色ある計画書を立てていただいて、我々が教育長、次長、私、指導センターの先生方が校長先生からヒアリングを受けまして、その計画に基づいて配分しております。というのが特色ある授業の概要でございます。

それとスクールガードということで、2名の方をお願いしております。それで学校付近のパトロール等を行っております。専門の方が2名、それに協力してくれる地域の方がその他にございまして、主にこの指導者報償費というのはスクールガード2名の分でございます。以上です。

教 育 長 特色ある学校の予算の配分といいますが、そういうことで課長が今申し上げたとおりであります。お尋ねのどんな活動をしているかということですが、18

年度におきましては、例えば五十沢小学校におきましては、直江兼続公の研究をやりました。子どもたちが直江兼続公についてどこまで勉強したかはちょっと定かではありませんが、そういうふうなことでまさに郷土に根ざした取り組みであります。浦佐小学校では菊づくりとか、浦佐の地域性を勉強しようというふうなことで取り組んでおります。あるいはまた栃窪小学校では、おそらくカラムシの栽培、あるいは越後上布とまではなかなかいかないかもしれませんが、その機織の体験とか。そんなふうなことで、それぞれがそれぞれの地域の最も特色ある部分に取り組んでいるというふうなものであります。

腰越 晃君 2項目質問させていただきます。まず290ページ教育相談適応指導事業。それと314ページ青少年育成センター運営費に関連して質問させていただきます。昨日も質問したのですけれども、育成センターの事業について前の緊急雇用のところにも出てきますけれども、ひとつの青少年育成センターというところがやっている事業が、予算決算が非常に分散しているというところで、全体像がとらえにくいという部分があります。

今後の来年度予算に向けた中でやはり育成センターに関するものであれば社会教育の中できちんとはとらえてやっていくべきではないかと考えますけれども、その辺の考え方をお聞きしたいのと、育成センターのいわゆる位置づけについて。こういった適応教室だったか、それとあとまた市民会館関係、また子育て支援課が関係する子育て教室等もあるわけです。そうしたところをどのように関連づけてこの育成センターというものを今後維持していくのかということについてお伺いをしたい。

それから2点目は、指定管理者制度に移って1カ年が経過した決算であるわけです。この教育費関係の中では、例えばディスプレイであるとか、市民会館、今泉博物館、大原運動公園、そうしたものが内容として施策の成果の概要という中に上げられております。そのところのやはりこの決算にあたって、今、あげた主な施設関係について指定管理者に移した1カ年の成果といいますか、その総論的なものをお伺いしたいと思います。

また、それぞれの施設、特に気になっているのが今泉博物館。私、塩沢ですので。今泉博物館の入館者数、イベントの開催状況であるとか、あと大原運動公園関係についてもどのくらいの、指定管理者に移した効果。使用者、利用者、入館者そうしたもので成果があったのか。

また、あとは分散していますけれども、いろいろ文化スポーツ振興公社には相当多額の委託費、そういった事業運営にかかる費用が出ておりますけれども、トータルとして、やはり指定管理者制度を導入する以前と比べてどうであったのか。そのところはもうまとめられていると思いますので、ちょっとお伺いしたいと思います。

社会教育課長 腰越さんの今の質問にお答えいたします。まず1点目の育成センターの件でございますが、ご指摘のように育成センターでは青少年の健全育成、それから不登校等の青少年の健全育成につきましては、全く社会教育課ストレートの内容であるわけですが、それから不登校等の子ども支援教室がひとつあります。これにつきましては学校教育が深く関わってきていると。それから今ほどのお話の子育て支援課の子育て教室。大きく言っ

てこの3本があります。

ただ、ご存知のように育成センターの今の事務の体制等につきましては、健全育成を中心にできた組織というようなかたちの中でそれぞれの課に所属する事業について、やはり今ほどお話がありましたように、わかりにくいところがあるということも確かです。来年に向けて現在それらの流れ、事務の流れ、組織のまた見直し等について検討を進めていきたいと思っています。

それから2点目の今泉博物館等の指定管理になった後の状況ということでございます。まず、今泉博物館につきましては一番気にしていらっしゃるということですが、17年、18年の利用人数は若干落ちております。逆に市民会館につきましては増加しております。ということで各施設によって、それぞれ増減がありますが、全体的に見ますと入館者、利用者は増えているのではないかとこのふうなかたちで、全体の統計資料を持っていませんが、このふうにご考えています。

それから大原運動公園等の話もありましたが、トータルして指定管理者になってその効果はということですが、今現在の時点で、ご存知のように指定管理者になって1年。今年一生懸命見直し、今後に向けて見直し検討をしているところでございますが、基本協定3カ年です。3カ年の基本協定までに見直し、それからまたそれなりの評価等を含めたかたちで現在検討するように指示して進めているところでございます。今の時点での評価につきましては、ちょっとまだまとめきっていないということでお答えさせていただきます。

腰越 晃君 なかなか答えにくい質問だったかと思います。1点、今、答弁が漏れていたのは、では南魚沼文化スポーツ振興公社に限定した場合に、指定管理者制度に移行する以前と以後について市が拠出していた様々な費用についてどうなっているのか。1カ年経ってもうこれは結果はわかっているはずですので、そこだけでもお聞きしたいというように思いますが。

総務部長 まず制度のねらいめですが、受けた団体がやはり自分方でいろいろ創意工夫して頑張れば頑張るほど、やはりその何ていいますか収入がアップしたり、それによってそういうアップした部分の処分方法を自分たちで自由にできるというような、そういうシステムを作ってやらないと、やはりいくら頑張れ頑張れと言ってもなかなかそこにつながっていないということでございます。

そういう部分では私もそういうことをねらいにしながら指定管理も進めたわけですが、一部にはやはり法令改正があって、それに追随していかなければならないというような部分の方が強かったのかなというような反省もしておりますが。そういうようなかたちで、とにかく今度は皆さん方が頑張るとして予定以上に収入があれば、それはもう皆さん方の収入ですよというシステムにはしたところですが、実際的にまだそこへ行って本当にその成果が出たかどうかというのはわかりませんし、なによりもまたその団体で勤められる皆さん方がそういう気持ちになっていったかどうか。この辺が一番また重要なポイントになるわけですが、そのところがまだちょっと私どもの方もつかんでおりません。



金額的には当初予算ベースで組んだ時点では、人件費の5パーセントカットを組み入れながらお願いしたような状況でございますので、その人件費分の5パーセントカットの分は、市にとってはプラスになっているとは思いますが、それ以上の部分までどうかというのはちょっと今のところ把握はしておりません。

若井達男君 2点お伺いいたします。ページ292ページ、先ほど説明いただきました教員住宅解体撤去工事費というのが、これ3カ所だったでしょうか載っておりますが、宮、五日町だったでしょうか。これはこれでいいのですが、この跡地は今はどうなっておりますか。その跡地利用等を考えておられるか、その点1点。

それから312ページ、この社会教育費の中の社会教育総務一般経費の中に、社会教育指導員というのとそのすぐ下に社会教育委員というのが載っておるわけですが、このそれぞれの役職とはどのようになっておりますか。とあわせてこの構成が今、どのようになっておりますか。ひとつその点をお伺いいたします。

教育次長 それでは292ページの教員住宅の解体した跡地ということのご質問でありますけれども、五日町につきましては、すぐ近くに五日町市営住宅がありますので、そちらの方の雪が降りますと大変雪を置く場所がないとか、駐車場の場所がないとか。そういった意味で都市計画の方で使っているのではないかなというふうに思っておりますけれども、普通財産に戻りましたのではっきりはわかりませんが、それからあとは長森の方につきましては、長森、宮についてはそれぞれ借地でありましたので、それぞれの土地の所有者の方に戻したという内容であります。

社会教育課長 2点目の件につきまして報告いたします。まず社会教育指導員ですが、これは大和公民館、それから塩沢公民館に各1名。臨時ですが、年間社会教育指導員ということでの肩書きで、お手伝いをお願いしていますという2名分の報酬でございます。

それから社会教育委員でございますが、これは現在、市内10名で社会教育委員をお願いしまして、年に1~2回ですが委員会を開いていただいて、市の社会教育計画につきましてご審議をいただいておりますという内容でございます。よろしく申し上げます。

若井達男君 少し聞かせていただきます。跡地についてですが、取り壊しをして、あと市営住宅地の方に隣接するものだからということですが、この場での答弁は結構ですが後で、どういうふうになっているかわからないということではなくて、ひとつその点はきちんと調べたうえで答弁をお願いいたします。

それから社会教育指導員につきましては、2名の人件費だというようなことですが、内容的には確かこの社会教育委員とあわせたようなそれぞれの内容で、社会教育に頑張ってもらえると思うのですが。合併前ですと社会教育委員の方ですが、これは1号委員から多分3号委員までいて、それぞれ各町3名の、議会からであれば委員ということを出ておったと思うのですが、今、南魚沼市として議会からこれに出ているのは多分2名だと思います。これは湯沢町を含めたときにそういうことで3名で12名、やはり議会の方から旧町3名ということになりますと出ておったと思うのです。

そしてその中にこれは社会教育委員そのものが社会教育に対する自らの勉強というようなことで研修会。その研修会については、郡の協議会のなかの研修会。上位団体の方の中越地区、県、また全国大会というものがあって、そこで研鑽されて社会教育に携わっているということだと思っております。

今、極めてこの議会の中で2名、全員で10名そこそこというようなことで、実際これは社会教育委員の今、委員になっている方から、こんなことでいいのかというような声が出ております。年わずか1回から2回の中の。これは確かに経費の問題も出てはきます。ですけど、実際社会教育委員として社会教育に携わる者として、このようなことで本当のあて職、肩書きだけで終わってしまいますよという声が出ておるのです。これは何人かのなかから。そしてこの何人かここに出ておられる方は、やはりこの合併前からの委員なものですから、特にこの点を感じておるのです。

教育長もこれは十分、合併前、今の状況については把握されてはおると思いますが、この社会教育委員についての社会教育に対してのお考えを。今はこういう状況ですので、これとしても本当にこのままでいいのか、このままずっといくのかと。あて職、名誉職ということでもいいのかというようなことで終わってしまうような気がしますのもですから。そしてこの他の1号員、2号員については、これも言葉が適切かどうかわかりませんが、校長先生あがり、そういったところが就いたり、もうやっておってまさにあて職というようなところが見受けられますので、その点のお考えをひとつお聞かせください。

教育長 社会教育委員につきましては、私も教育長になってみてちょっと会議の回数も少ないなという感じは持ちました。社会教育委員は、議員ご指摘のように市の社会教育行政全般にわたってその計画を審議したり、あるいは場合によっては助言をいただくというふうな役割りでございますから、その方々、年に1回、2回というふうな会議であったり、研修の機会もあまりないというふうなことではやはり申しわけないなと、このように思っております。

この合併前は、教育委員会の南魚沼郡の協議会というふうなものがあって、教育委員もあるいは社会教育委員もそれぞれ郡の段階での協議会、研修会というふうなものもあったわけですが、合併が進みまして私どもと湯沢町だけになりましたので、郡の協議会というものは今ありません。したがって、中越の研修会とかというところに行かないと、今までの研修がないということになります。したがって、今ご指摘をいただきまして、私もそういうふうなことをかねて感じておりましたので、この後、新年度以降どのような体制が組めるか研究してみたいと、このように考えます。

総務部長 五日町の教員住宅の跡地でございますが、これは教育委員会の方で建物を取り壊してその後、普通財産というようなことで総務課といいますか財政課の方へ引き継いだことがありました。その後、私ちょうど財政課にいましたので、何とか宅地分譲で売り出したいというようなことで、現地に行っているいろいろ調べさせてもらったのですが、たまたまそこへお母さん方が何人かいて、そういうふうなことをしたいという話しかけをしたのです。

やはり市営住宅に入っている皆さん方は、とにかくこの前の大雪のときは大変だったと。そこへ雪を入れさせてもらわないと、このあたりはどうしようもないのだというようなことを言われました。その他、子どもさん方がそこで緑地といいますか遊び場というようなこともありまして、ではちょっとあれかなと。雪の降り具合が今年は少なくなって、この後またずっとそういうような小雪の年が続けばまた気持ちも変わってこようかと思しますので、状況を見ながら、せっかくある土地でございますので有効に利用するというのが一番でございます。一番できれば宅地分譲というようなことで売り出せばいいのですが、そうでなかったら当面の間、雪の堆雪場というようなことで活用させていただきたいと思っています。

高橋郁夫君 1件お聞かせ願いたいのですが、300ページと308ページの小学校、中学校の教育用パソコンのリース料についてお伺いしたいのですが。現在、それぞれリース料が出ているわけですが、これは小学校、中学校もしかしたらリース料が違うのかどうかかわからないのですが、1台あたり大体今、いくらかのリース料になっているのか。あと今年度はまた新規入れ替えということで、予定では423台ということでもって新規入れ替えを考えているということです。もう配置したのかどうかわかりませんが、それについて今度リース料、1台あたりいくらかのかたちになるのかお願いしたいのですが。

教育次長 パソコンリース料が1台あたりいくらということにつきまして、今ほど資料がありませんので後ほど答弁させていただきます。

高橋郁夫君 リース料についてはあれなのですが、多分・・・台数もわかりませんか。要は今、リースと買取りというかたちもあると思うのですけれども、買取りにすれば今、安いパソコンでいえば6万円くらいのパソコンもあるわけですし、学校あたりに聞くとリースとって保守点検に来ているかと言っても、もう何年も保守点検なんてしていないみたいな、実質そんなに壊れないという面で、リースとって大体5年周期に考えているわけです。では5年間の中に壊れるか壊れないかという、そこらもわかりませんかけれども。

ただ、今実質、買取りということになると、またそこらも6万円くらいで買えるってことになれば、例えばリース料が年間4万円だ、5万円だという話になれば、そこらで5年分でのうなのかなということ。

あと1点、新規の入れ替えは423台ということで間違いありませんか。新規の入れ替え423台ということで予定になっているのですが、予定を見ますと小学校は六日町の小学校各7校と、大和中学を除いて今年は5校の中学校で423台ということになっているのです。この5年後までの、例えば各城内小学校でも五日町小学校でも、5年間のうちに一番多い人数になるのを基準にしても、それにしても52台くらい多いわけですね、生徒数より。

そして例えば生徒数よりも一番5年間のうちで多い中で、先生の分も1台いるから1台余分で何台、各校に何台と配置するのだとわかるのですけれども、各校がその最大の生徒数よりも4台から7台くらい多く配置してあるわけですね。それが先生の、教師用のパソコンということになればわかるのですけれども、予定を見ますと22年度に全教職員への端末の貸与となっているので、今年はやらないと思のですがそこら辺いかがでしょうか。

教育次長 リースがいいか買取りがいいかということについては、私どもというよりも企画の方でそこら辺はやっているのですが、リースがいい点もありますし、買取りがいいというのもあるわけです。リースということになると、どうしてもそのリース料が何パーセントか付くわけですが、私どもとしましては買取りということになると、年度年度にその予算のばらつきがものすごくあって、5年経ってもなかなか替えてもらえないというようなそういったばらつきがあるのですけれども、リースとするとそういった財政面においては波ができないというそういういい点があります。

それからリースにしますと、保守点検はまたそのリースでもつ分とそれからもたない分とあると思うのですけれども、やはり買取りと違ってリースの方でやっているとそのリース業者の方から来ていただいて、いろいろアドバイスを受けられるというふうな、受ける側としてはそういった面でいい点があるかなというふうには思っているところでありますが、そういうことであります。

それから新規入れ替え423台というのはどういう資料がちょっと私、覚えていないのですが、各学校にある今現在の子ども用のパソコンというのは、多くてもおそらく40台くらいではないかと思うのです。学校が小さいのは少ない30台だとか、その学校の規模によって違うのですけれども。確か1クラスができるようなくらい的人数で揃えてあるのであって、それが423台というのは、どういった数字かわかりませんがそういった数ではないかと思えます。

それから教員用の教師1人1台というそういう計画が確かにありまして、教師が大体40人くらいいますので、そういった数なのかなというふうに思いますが、数字がちょっとどこの数字かわかりませんのでお答えできませんけれども。子ども用のパソコンとしては、大体1クラス40人でするので、それができればいいかなという、コンピューター室にはそういうふうに設置されるものと思っています。

高橋郁夫君 台数的に言えば、例えばの話、城内小学校であれば34台、五日町小学校でもって32台。それで今後5年間の最大の人数が26人なのですよね。そうすると6台も余分なわけですよ。そして五十沢小学校にしてもあれでしょうが、大体4台から7台くらい余分になっているわけですが、だから5年でもってリースを考えた場合、将来の5年間で最大のやはり人数が最高だと思うのです。それでまた今、中高一貫校というのがありますから、減っても増えないと思うのです。

だからそこら辺で余分にその最大生徒数よりも5台、7台とあって、余分に今、配置をなんでするのかなという。それは将来を見越して22年度分の全教員へのあれを前倒しにその学校にやるのだというのであればわかるのですけれど、それにしてもまたばらつきがあるみたいな感じなので、そこでお伺いしたいわけです。

財政課長 コンピューターの入れ替えの件でございます。19年度の案件での部分でございますが、現在その契約が大体終わった段階でございます。それで申しますと、市内の小中学校26校のうち12校を今回、先ほどの後段の部分のお話でやっております。それでパ

ソコン本体が435台。内訳として教室用が423台、教務室用が12台、それからプリンター、サーバーというような内容になってございます。

それから業者選定にあたっての要点のひとつといたしましては、いわゆる保守管理というものが非常に重要視されておりまして、それでその選定の際にどうしようかという検討の中では、やはりネットワークを組んでおりますので、学校の中、あるいは外に向かってモニターネットとか、そういう中でちゃんと保守管理をやってもらえる業者でないとなかなか難しいと。そういうのをひとつの選考の大きな要素にして、そうすると全部で今12校新しく入れるところあるわけです。それがもう過去の実績でいきますと、そのローテーションで毎日のようにまわられる業者でないと実質的に保守管理がもうできないというような中で業者を選定して、具体的には十日町の業者さんに、今やっている業者さんが非常にそういう面で能力がかなり充実しているという中で決まったという現在のその交換の内容でございます。以上です。

議長 台数のばらつきが生徒数よりあるのではないかと聞いているのに、何でその説明をしないのか。聞いたことをちゃんと答えてください。

財政課長 申しわけありません。12校ですので・・・申しわけありませんでした。現在のところで、5年生、6年生でございますが、それぞれの生徒の数に準じておるのだと思いますけれども、例えば城内小学校につきましては、教育用パソコンで34台。それから事務用で1台というような感じになってございますので、必要な数を踏まえた中での設置というふうに思うわけですが、その過分になっている考え方の元というのはどこからきているのでしょうか。

(「学校の人数とパソコンがどこに何台入っているかという資料をもらっているから、それを見て言っている。資料も私が用意したわけではなくて、そちらの方からもらった資料なので」「休憩」の声あり)

議長 休憩。

(午後4時20分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午後4時30分)

議長 質疑を続行いたします。

教育長 大変準備不足でありまして、混乱をさせまして大変申しわけありません。基本的な考え方については私の方から申し上げまして、細かいことは課長からご説明申し上げます。

各学校への教育用パソコンの配置につきましては、5年くらい先を見た中でのマックス。最大の児童・生徒数プラス教師用1台、これをパソコンルームに置きます。その他に各学校3台のノートパソコン、これが普通教室での使用を考えて1校あたり3台というふうなことで計画したものであります。大変申しわけありませんでした。

学校教育課長 今ほどの教育長の原則的な説明のとおりでございますが、人員とそのマ

ックスの数が多かったり少なかったり若干しております。それについては追跡調査ということで調べますが、原則論は教育長の言ったとおり。マックスの数が若干差異があるところについては追跡調査したいと思います。以上です。

関 常幸君 324ページの草刈のことにについて質問させていただきたいと思います。324ページのところに草刈関係、7カ所の史跡とか、遊歩道に関する草刈が委託料として出ております。本当にきちんと人から来てもらい管理をしていくには、この草刈というのは非常に大切なことでありますし、特にこれからあります樺沢城とか坂戸山、いろいろなカタクリのある遊歩道の草刈と、非常に私は大切だなというふうに思っております。だから年間に4～5回くらいするときにきれいになるなというふうに思っております。

そういう大切な中で、それぞれの重要度によってお金の配分が違うんだよ、また、面積によって違うのかなというのがこの委託料から見て感じられるわけですが、そこらあたりの基本的なものがあったら教えてもらいたいと思います。

まず私はこういうふうなものは、史跡ですし自分たちの遊歩道ですので、基本的に私は地域の人たちがやっていくべきではないかなというふうな思いがあつての質問でもあります。今、前段言ったように、なかなか地域の事情によってできない場合は、しっかりやはり草刈をやっていくというふうなことでの考え方です。

実は私どもの、明日ですね駅からハイキングということで、浦佐にありますハイキングコース、2時間くらいのところがあるわけでありましてけれども、そのところは地元でしっかりやっているわけです。そういうふうなこととか、今回、大河ドラマの関係で浦佐城が先般12～13人で歴史家の皆さんと行って、新潟県では山城として一級品の空堀があつて、すごいところだということ。もう30年振りでありますのでものすごい原木がごうぎになってきています。そのところについては、はからいで草刈をきちんときれいにしてもらいまして、今後の草刈についてはどういうふうにするかということで話合っているのです。これは今後のことについては、では地元で浦佐城保存会というような名前になるのかどうかは別として、自らやっっていこうというふうな考えがあるわけでありまして。

ぜひそういうことから、私は基本的にはある程度地元の人たちでやって、そういうのでしていくのが基本でありますけれども、できなければやはりこういうかたちで支援をしていかなければ大変な問題になるなということで、聞かせてもらえればというふうに思っております。以上です。

社会教育課長 ただいまの関さんのご質問にお答えしますが、草刈につきましては今、ご指摘のように数あるわけですが、基本的には面積で、それで基本的には一番上に市文化指定財管理委託料云々ありますが、これについては大和の一本杉とか何カ所かあるわけですが、そういうところをまとめてというようなところもありますが、地域の団体等でやっていただいているところが多い内容です。中には坂戸城とかの山、森林組合等をお願いする、地域の団体等をお願いするところもあります。

ご指摘の基本的に地域の皆さんからの協力を得てということで、大和三十三番観音、本当

に地域の皆さんから、また開発委員会等お難儀いただいているわけですが、その辺含め、今後内容的にも検討していきたいと思っておりますので、よろしくではお願いいたします。

中沢一博君 288ページでございます。すぐ終わります 終わりますという言い方が恐縮でございますけれども、おそれ入ります。共通リフト券購入補助金の件でございますけれども、この地域の子どもたちにとってみれば大変ありがたい部分かと思えますし、今後のスキー人口、将来のこの地域にかけても大変ありがたい制度だと、補助金だというふうに思っております。例えば今、スキーのこのシーズン券を買った場合ですけれども、学校の授業でスキー授業をやった場合、この料金の支払いとかそういうのはどのようになっておりますか。お聞かせいただきたいと思えます。

教育次長 共通リフト券につきまして、学校授業で使えるかどうかとそういうご質問だと思うわけですが、上関小学校の場合ですと、その共通リフト券を使ってやっているというふうに聞いております。他の学校についてはちょっとわかりませんが、そういう学校の授業のときにも使うというふうな意味もありまして、共通リフト券を皆さんにお願いしていると、そういう面もあります。

他の学校はちょっとわかりませんが、そういったことで使っているところもあるというふうに考えておりますし、また使っていないところもあるというふうに思っております。スキー場によって違うのではないかとこのように思いますが、どうでしょうか。ちょっとはつきりはわかりません。

中沢一博君 わかりませんということではございましたけれども 多分わからないという返事が出ましたけれども、実際のところを見ますと各スキー場によって全部違っているというのが現実かと思えます。もらっているところ、例えば授業をやって1シーズン券払っているから授業のときはいらないと。もうもらっているはずだから普通はいらないとこの部分もあれば、逆にまた全然別個で、これは学校の授業だから別にもらいますよという部分もあります。

その部分で、今、次長からも言われたように、統一性がないのであります。もらっている場所と払わなければいけない場所だと、払わなくてもいい場所があるということは、ちょっとこの教育部門で出している部門としまして、どんなものかなというふうに私は思うのですけれども。その点もう1回お聞かせいただきたいと思えます。

教育長 状況を確認していないということに対してはまことに申しわけないと、このように思えます。今ほど次長が申し上げましたように、シーズン中何回もほぼ全員の子どもたちでスキー授業に行くというところについては、ほぼ全員の子どもたちに、あるいは保護者に学校がお願いしまして、この共通リフト券を購入していただいて、このリフト券でスキー授業をやっているという学校も確かにあります。が、おおかたのシーズン中に1回、ないし2回くらいしかスキー場に出向いてのスキー授業ができないというふうな学校については、おそらくこの共通リフト券での授業とうふうなことは考えていないものと思えます。そ

ういう場合にはおそらく回数券というふうなことで対応されるものではないかなと思うのですけれども、スキー場によって対応が違う、取り扱いが違うというふうなことについては、この後しっかり調べて確認していきたいと思います。

中沢一博君 正直なところ、保護者の方からもかなりおかしいのではないかと。二重払いしているというそういう感覚の方もいるのは事実でございます。考え方によってはそうだと思います。やはりひとつの市としてそういうアンバランスが出るということは、私はどんなものかなと思いますので、ひとつ市民の立場に立って物事を考えていただきたいと思います。以上であります。

和田英夫君 簡単に1点だけ。給食費の関係で、いわゆる給食費の監査、監査体制、これをお伺いしたいわけでありまして。これは市の学校給食取扱規程の中で、教育委員会は所属する職員の中から2人以上を選任して学校給食会計の監査を行うとあるのです。その次に監査の代行として、保護者のなかから選出されたものによって給食徴収金会計の監査を受けた学校にあっては、その監査が教育委員会に報告するとあるのです。

保護者がやられるということは、これはそれで別に私は悪いと思いませんが、いわゆるその給食費についても未納とかいろいろあるわけですから。私は少なくとも、特に合併して大きくなったわけですから、少なくとも学校教育課の中に教育長から「貴方と貴方、ひとつ監査をやれ」ということで、1年に全部やれとは言われませんが、抜き打ち的にこうやるようなことが私は必要あっていいのではないかと。保護者任せもそれはいいのです。ひとつの方法ですからいいが、こういうご時勢ですから、教育委員会でそういうことをやったらどうですか、ということで教育長のお考えをお伺いします。

教育長 従来は保護者の代表の方から監査をやっていただこうと、こういうことでまいりましたが、議員ご指摘のように給食費の滞納、未納というふうなことも大きな問題になってきておりますので、私どもの職員が監査するということについても検討してみたいと、このように思います。

笹木信治君 1点だけお聞きします。思い出しました。項目といえどことということもないのですが、小学校ということでお聞かせ願いたいのですが、教育サポート。学校教育活動は地域の方や保護者の方がサポートしているのですが、登下校の送り迎えであるとか、あるいはプールの監視であるとか、いろいろやったださって本当にありがたいのですが。これは人それぞれみんな思いがあると思うのですけれども、やったださることは非常に重要な仕事であると思うのです。子どもたちの登下校の交通安全、あるいは不審者から守るという意味では、子どもたちの命を守ると言っても差し支えないと思うのです。プール監視にしてもそうですけれども。

こうした方々について、学校側、あるいは当局側では心得というか、講習会というかそういうものやったださるのかどうか。どの程度までそうした講習会というような内容で詰めていらったださるのか、そこをちょっとお聞かせ願います。

教育次長 いろいろと保護者の方からそういったボランティア的に活動していただいて



大変ありがたいわけですが、今ほど言われましたその安全について講習会というふうなことは現在やっておりません。ただ、私どもでやっているのは、そういったボランティアの方に対して登録していただきますと、保険というのですか、もし事故があったときの被害のそういった保険とか、そういうものについては処置しているという内容です。

教 育 長 　いわゆる通称でスクールガードと申しますが、この関係の中で年1回ありますが、子どもたちの登下校の見守りをやっていただいている皆さんからお集まりいただいて、研修会をやっております。ここには警察署の生活安全課長ですとか、交通課長ですとかからおいでいただいて講話をいただいたり、あるいは実際に今その活動に従事していただいている方からその事例の発表をいただいたりというふうなことをやっております。

年1回で十分かということについては甚だ心もとない面もありますけれども、しかし何ていいますか、それぞれが子どもたちの安全に対して本当に真剣に取り組んでいただいていることに、心から感謝をしているところであります。

笛木信治君 　やっていらっしゃるということですが、子どもを道路で誘導するにしてもプールの監視にしても、どういう場合にではどういうことをやらなければならないかというあたりの講習が徹底していないと、それぞれ皆さん子どもについての思いは持っていらっしゃるのだけれども、例えば道路では横切の場合に車の来る方向に必ず大人が立った方がいいとか。仮に講習会でそういうそこまで詰めたやはり指導というのがなければ、それぞれの皆さんがそれぞれの思いでやっていたのではやはり私は子どもたちの安全を守りきれないと思うのです。

と言いますのは、プールの問題でちょっと事例があるのですけれども、今年の夏、市内のある小学校で子どもがプールで溺れかかったと。その子どもを助けたのは子どもなのです。それで保護者の方が私のところへ電話をよこしたときに、私はどうしてこの周りに大人はいなかったのですかと言ったら、いや監視員を含めて先生も入れて5人くらいの大人がいたと。大人がいたのになんで子どもが助けたのだらうなという、ちょっと不思議な気がしたので、私、学校に出かけて行って聞いたのです。担当の先生に聞いたのですけれども、子どもに水を吐かせて、保健室で休ませて家に帰しましたとは言っただけだけれども、プールに飛び込んで助けたとは言わないのですね。監視員の方もプールへ飛び込んだ様子がないので、これはやはり皆さんにそこまでのお願いをしていないということではないかと思うのです。

これはことなきを得てよかったのですけれども、万が一の場合やはり飛び込むと。飛び込んで助けるというのは、それはやってくださいと。単に注意するだけではなくて、そのくらいのやはり具体的な指導というのをやっておかないと、人間ですからどこまでどうやっていいのかというのはやはり確立しないと困ると思うので。そういう点で私は、もちろんこれはボランティアで自主的にやってくださっていることなからということで、ありがたい、お任せというだけではやはり子どもの安全を守りきれないという気もするので、そこら辺をひとつもう1回お願いします。

教 育 長 　この夏起きたこのプールの件に関しましては、全くご指摘のとおりだと思

います。そこへ当番で出てきてくださっている保護者の皆さんと、そのプールの中で万一こういう事故が起きたときにどうするのだということが、事前の打ち合わせが十分できていなかったということでありまして、このことについては私どもとしても反省しているところがあります。

ただ、スクールガードの取り組みにつきましては、交通指導員のような、子どもたちに対する交通指導といえますかそういったことまでを期待しているわけではございませんで、畑仕事の合間であっても、あるいは犬の散歩の途中であっても、子どもたちの行動、あるいは子どもたちに近づこうとするそういう人に対して、注意を払っていただく。この地域においてはそういう大人の目が光っているということを思って、大きな抑止力なるというふうに考えておりますので、このスクールガードの皆さんに、最初のときはこういう話も申し上げました。例えば子どもに怪しい人が近づいてきたときに、割って入って助けるというそこまでは、やってもらえればありがたいけれどもそこはちょっと危険すぎるので、きちんと見守りをお願いしたいというふうなことを申し上げました。主に高齢者の方々がこの見守りをやってくさっていますので、このスクールガードの活動につきましては、主に、何ていいますか、繰り返しになりますので省きますが、見守りということをお願いしているところがございます。

笹木信治君 話はわかりましたが、その際に先生といろいろ話しあったり、保護者の方と話しあったりする中で、もうひとつ気になることがあったのです。市内の学校のプールは作ってからしばらくになります、みんなペンキがはげていますよね。コンクリートの地肌が出ています。保護者は、うちの子はそのコンクリートの色に近いような水着を着ているので、プールの底に沈んでも見えにくくて困るから、ペンキを塗ってもらわなければ困るというような話しをしたのです。私はとてもそんなことを今仮にやるとすれば、1カ月もプールを空けなければならない。それはできないけれども、という話しをしたのですが、そういうプールや何かはきちんとしたかたちで整備しておくということも、やはり安全を確保するうえでは大変重要と思うのです。そういうこともぜひひとつ点検する中では、ではこのプールについてはどういう点が不備だというあたり。排水溝に吸い込まれるという事故も全国で起きているわけですが、ペンキもやはりそういう意味ではなるほどそういうひとつの安全基準になるのかなという気もしましたが、そこら辺はどうでしょうか。

教育長 その点につきましても反省しております。ちょうど水泳のシーズンも終わりますので、水を払った後のプールの状況の点検も大至急でやります。

それからプールサイドから見ていて、プールの水面が光ってなかなか見えないというふうなこともあるのだらうと思いますので、監視の方法とか、そういったことについても工夫をするよう努めてみたいと思います。

学校教育課長 先ほどの未回答の部分についてご回答します。高橋議員の質問のパソコンのリース代ということで、小学校の台数が572台。これを1台あたりのリース代に換算しますと、8万4,890円でございます。

それと中沢議員のご質問にご回答しますが、スキー場のばらつきの対応について、今年度中にスキー場協議会で整理するという事になっておるそうでございます。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

牧野 晶君 大変すみません。294ページの小学校費ですけれども、この間の3月、18年度の年度末に1件、公衆電話がちょっと火災に遭うというふうな不審火があったということです。この学校は他でもあったということなので、その後この事件解明に向けて何か動きがあったのかどうかということと対策をどうしたのか。

あとそれと社会教育施設、夜のスポーツ活動とかで体育館とかグラウンドを使っていると、一時期というかずっとたまたま車上荒しがあったということで、市の方も非常に気をつけてくれたわけですけれども。それで2～3カ月くらい前か1カ月くらい前の新聞を見ていたら、埼玉だかあちらの人が、こちらの方で学校の車上荒しなどというのがこちらの方で捕まったという、逮捕されたというふうな記事が載っていたのです。その人たちが結構この辺でやっていたのか。そういう経過というのがもしわかれば。

もう1点、先ほどの高橋さんのパソコンの件ですけれども、1台あたり8万円ということですが、5年リースであれば40万円という高額になるわけです。今、パソコン40万円も まあ3年であれば24万円ですが、この点ちょっと考える余地があるのではないかなという思いがあるのですが。以上3点お願いします。

教育長 1点目の学校敷地の中でのいたずらといいますか。例えば小学校では消火器を持ってきて投げてあったとか、あるいは中学校では電話ボックスが燃やされたとか。それから校地内に駐車している車が車上荒しにあったとかという、そういったことはこの春いろいろと続いたところでありました。

これらにつきまして私どもとしましては、例えば外部から死角になるようなところにセンサー付きのライトを付けたりというふうなことはやりましたけれども、その後、特段進捗と申しますか、ありません。同じことが繰り返されれば何とか捕まえてもらおうというふうなことでの警察署に対してのお願いはしてあったところではありますが、その後、手がかりになるようなことは起きていないということでもあります。

車上荒しにつきましてそれぞれ警察署には被害届を出してあるわけではありますが、警察署からは未だに何の連絡もないという状況でございます。

学校教育課長 今ほどのパソコンのリース料の高額という件についてですが、この中にメンテナンスも入っているということで、ちょっと高額になっているそうです。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第10款、教育費に対する質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決定いたしました。次の本会議は9月18日午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時57分)